

ハ豫備裁判ナリ。結果

註釋

第二千五百三十一対手人身体ノ出頭ハ裁判所ノ  
 心事ヲ明瞭ナラシムルカ為メ甚ク有益ナリト  
 是レ職権ヲ以テモ常ニ之ヲ命スルコトヲ得ル  
 所以ナリ若シ一対手人カ其受ケタル命令ニ反  
 テ出頭ヲ拒ミタルハ裁判所ハ他ノ対手人  
 カ陳述シタル事實ヲ誠実ナリト視做スコトヲ  
 得何トナシハ出頭ノ拒否ハ此事實ノ実事ニ合  
 スルコトヲ推測セシムルヲ以テナリ  
 第二千五百三十一條ニ言フ所ノ正當  
 ノ支障ハ対手人ノ疾病遠隔又ハ其他裁判所ノ認  
 定ニ放任セラシメル一切ノ事情ヨリ生スルコトヲ得

第二千五百四

自身出頭ヲ命スル所ノ裁判ハ

第四百二十九條計算書證據物帳簿ヲ検査ス

ル為メ對手人ヲ仲裁人前ニ移送スルハ場合

ハ之ヲ勸解シ若シ勸解成ラサルトキハ其意

見ヲ陳述セシムルカ為メ一名若クハ三名ノ

仲裁人ヲ任命スルハ三名ノ評價ヲナスハキ

工事又ハ商品ノ臨檢若クハ三名ノ鑑定人ヲ任

命スハ於テハ一名若クハ三名ノ鑑定人ヲ任







スルノ任ヲ負フモノナリ故ニ之ヲ報告者仲裁  
人ト稱ス固有ノ如ク如何ナル法條モ此報告者仲裁  
ノ束縛ヲ受ケス如ク如何ナル法條モ此報告者仲裁  
ニ此義務ヲ負ハシムルコトナシ此差異ノ理由  
ハ報告者仲裁人ト稱ス固有ノ如ク如何ナル法條  
コト得ル所ノ理論裁判所カ其正否ヲ監視スル  
ノ證據ト物件ト鑑定ニ基ツキテ其意見ヲ陳述スル  
過キハサレハ所ノ事實ハ裁判官カ通常檢覈スル  
ト能ハサル所ノ事實ハ裁判官カ通常檢覈スル  
モナレハナリ是ヲ以テ鑑定シ且之ヲ一種ノ證人  
ニシテ其陳述ハ宜誓ノ德義ヲ以テ鞏固ナラシ  
ムルコトヲ要ス

第四百二十九條ノ法文ニ從ル

トキハ唯對手人等カ訟廷ニ於テ合意ヲ以テ仲  
裁人及鑑定人ヲ定メタルトキニ限リ裁判所ハ  
職權ヲ以テ之ヲ任命セサルモノトス故ニ商事  
裁判所ニ適用スルニ許訟法第三百五條ノ規定  
ヲ以テスルコト能ハス同條ニ曰ク若シ對手人  
等合意ヲ以テ鑑定人ヲ定メサルハ三日以内ニ之  
ト對手人等ハ送達後三日以内ニ之ヲ指名スヘシ  
ト命令スルコトヲ得

第千五百七(七)報告者仲裁人ハ鑑定人ト等シ

ク謝金ヲ受クルノ權アリ其額ハ仲裁人其報告  
トキハ末ニ於テ自ラ之ヲ定ム但シ多額ニ失スル  
千八百二十六年七月十二日ノ巴里控訴院ノ裁



ルニ如何ナル法條モ余輩カ論スル所ノ特別  
場合ニ就キテ此裁判權ヲ設定セス故ニ普通法  
ヲ適用スルヨリ以テ條理ニ叶フモノトス  
第一千五百八十一條ノ法文ニ從ル  
キハ仲裁人及鑑定人忌避ハ其任命後三日  
之内ニ申立ルコトヲ得若シ欠席裁判ニ於テ  
之ヲ申立ルコトハ此三日ノ内ニ申立ル終  
セラレタリ若クハ故障申立ル期ノ終  
リタル日若クハ故障申立ル期ノ終  
ヨリ始メタル日若クハ故障申立ル期ノ終  
効果ヲ中止スルモトス何トナレハ故障ハ裁  
第四百三十二條ノ若シ裁判所カ證人ニ依  
立證ヲ命スルトキハ簡易ノ證人訊問ニ付  
前ニ定ラレタル方式ニ從テ施行セラルキ

決ハ報告者仲裁人ノ謝金ノ支拂ニ関スル  
商事裁判所ノ管轄ニ屬スル裁定セリ此  
ハ此許訟ノ高事裁判所カ審理スル所  
ノ附屬事件ナリト謂フニ基ケルモノナリ  
余輩ノ見ヲ以テスルトキハ反對說ヲ以テ優  
リトス  
第一ニ高事裁判所ハ其裁判ノ執行ヲ審理  
スルニ或ル裁判カ報告者仲裁人ノ謝金ヲ  
故ニ或ル許訟ノ費用額ヲ定メタルトキハ  
官ノ任務ハ既ニ終了セルモノナリ故ニ裁  
官ノ任務ハ既ニ終了セルモノナリ故ニ裁  
ハ仲裁人ト對手ト間ニ生シタル爾後ノ許  
訟ニ干與スルノ謂ナシ  
商事裁判所ノ裁判權ハ例外ノモノナリ然  
次ニ商事裁判所ノ裁判權ハ例外ノモノナリ然



モノトス然レトモ控訴ヲ受クヘキ訴訟ニ於テハ證人ノ陳述ハ書記其筆記ヲ調成シ且證人之署名スヘシ證人之ヲ拒ミタル場合ニハ其首ヲ記載スヘシ

第二十五百九 商事ニ関スル證人訊問ノ方式

註釋

第二十五百九 第四百三十二條ハ簡易ノ證人訊問ニ就キテ命令セラレタル方式ニ讓ルヲ以テ商事裁判所ニ於テ行ハレシ證人訊問ニ關スル證人訊問法第四百スルニ普通ノ證人訊問ニ關スル證人訊問法第四百七條乃至第四百三條ノ規定ヲ以テセテル規則ノ大カク唯此諸條款中ニ載セラレタル規則ノ大

半ハ商事裁判所ニ於テ行ハル證人訊問ニ適用スルコト能ハス訴訟法ノ說明ハ余輩ノ方案外ニ涉ルヲ以テ余輩ハ茲ニ二ヶ注意ヲナスニ止マル可シ

第一 證人訊問ノ終結スヘキ期限又ハ對手

人カ延期ヲ請求スヘキ期限又ハ對手訴訟法第二百七十八條及ヒ第二百七十九條ハ商事裁判所ニ於テ行ハル證人訊問ニ適用スルコトヲ得且如何ナル法律モ裁判官長スルコトヲ再開スルコトヲ禁セス

第二 對手人ハ其意見一致シタルトキハ商事裁判所ニ依テ命セラレタル證人訊問カ







業及住所ト論結并ニ事實上及法律上ノ要点ヲ  
記載シタル分限書ヲ通達スルコトヲ要スハ  
第四百三十四條若シ原告出頭セサルトキハ  
裁判所ハ欠席ノ言渡ヲシ且被告ヲ免訴ス

ハシシ  
若シ被告出頭セサルトキハ欠席ノ言渡ヲナ  
ス且原告ノ論結正當ニシテ確證アルトキハ  
之ヲ裁下スヘシ

要旨

(第二千五百十二) 原告ノ欠席及被告ノ欠席間  
ノ効果ニ関スル差異

(第二千五百十二) 原告出頭セサルトキハ原告

ハ其訴訟ノ根拠ナキコトヲ認メタルカ為メ又  
ハ其他百般ノ理由ニ依テ其訴訟ヲ放棄シタリ  
ト推測スルハ理由ニ當サニ然ルハキ所ナリ是レ  
裁判所カ之ニ對シテ欠席裁判ヲ為シ一概ニ其  
訴ヲ却下スル所以ナリ  
被告ノ不參モ亦被告ニ對シテ不利益ナル推測  
ヲ生セシム然レトモ只此一事ノミヲ以テハ被  
告ヲシテ敗訴セシムルカ為メ充分ナラストス  
裁判所ハ被告ニ對シテ欠席裁判ヲナスモ原告  
ノ論結カ正當ニシテ確證アルニアラサレハ  
之ヲ裁可スルコトヲ得ス  
第四百三十五條凡ツ欠席裁判書ハ裁判所主  
第四特ニ委任セラレタル執達吏ニアラサレハ



之ヲ送達スルコトヲ得ス送達書ハ若シ原告  
カ送達ヲナス邑内ニ住所ヲ有セサルニ於テ  
ハ其邑内ニ住所ヲ撰定シタル旨ヲ記載ス  
然ラサルトキハ無効ナリトス  
裁判ハ送達ヨリ一日ノ後且故障ノ申立アル  
迄執行スヘキトス

要旨

第二千五百十三 民事ニ於テ欠席ニ依テ下  
レタル裁判ト民事ニ於テ欠席ニ依テ下  
判トノ差異

第二千五百十四 欠席裁判カ是レカ為メ特ニ  
委任セラレタル執行吏ニ依テ送達セラルヘ

理由

第二千五百十五 第四百三十五條ニ依テ命令  
セラレタル住所撰定ノ目的

註釋

第二千五百十三 第四百三十五條ニ曰ク凡  
テ欠席裁判ハ持任執達吏ニ依テ送

達スルコトヲ得スト即チ此條款ハ商事ニ於テ

下サレタル一切ノ裁判ニ適用スヘキモノニシ

テ裁判ノ被告カ出頭セサルニ依テ下サレタ

ルハ又ハ被告カ論結ヲナササルニ依テ下サレ

ルハ又ハ被告カ論結ヲナササルニ依テ下サレ

ルハ又ハ被告カ論結ヲナササルニ依テ下サレ

ハ特ニ命令スルニ依テ下サレタルハ又ハ被告

ハ特ニ命令スルニ依テ下サレタルハ又ハ被告



故障申立ヲナスコト能ハサラシム以テ之ニ重  
大ナル損害ヲ被ラシムルコトアリトス裁判所  
ハ自ラ執達吏ヲ命セシムル裁判所又ハ或ル裁  
判官ニ委任シテ之ヲサシムルコトヲ得送達  
ハ是レカ為メ特ニ命セラレタル執達吏外ノ執  
達吏ニ依テサレタルハ無効ナリトス第  
四百三十五條ノ禁止的規定ハ此關係ニ就  
テ毫モ疑ヲ存セズ第四百三十五條ニ依テ命  
セラレタル住居ノ撰定ハ欠席者ヲシテ撰定住  
所ニ其故障申立ヲ送達セシムルヲ以テ目的ト  
ス此住居所撰定ハ第四百二十二條ニ依テ命  
ラレタルモ撰定ハ全ク無關係ニテ且之ト混  
同セズ是レ此方式ノ脱漏ハ裁判送達ノ無効ヲ

テ下テレタル場合ニ限ルモノトス訴訟法第百  
五十六條若シテ代人訴訟人設限モレタルト  
訟人カ其依頼人ニ裁判言波ヲ通知スルコト推  
測スルヲ以テ依頼人カ此裁判ヲ了知スルコト  
ヲ慥カムルカ為メ非常ノ手段ヲ用ユルコトヲ  
無益トナシタルナリ  
第ニ命セラレタル執達吏ヲ以テ送達セラルヘテ  
特ニ命セラレタル執達吏ハ眞ニ裁判書ノ送達  
キ理由ハ眞ニ裁判書ノ送達セラルハコト及  
意ノ執達吏カ詐テ此事實ヲ證言スルコト勿  
ラシコトヲ一層明瞭ニ確ムルカ為メナリ  
コト如キ不都合アルトキハ裁判宣告ノアリ  
コト知ラサル敗訴者ヲシテ此裁判ニ對シテ



























所、第百五十三條ノ規定ヲ適用スルノ義務ヲ  
裁判所ニ負ハシメ、且、同一ノ事ニ於ケル抵觸ノ  
裁、且、同一ノ事ニ於ケル有益ナル規定ハ、眞實  
トモ、商關係ニ於テハ、此規定ハ、眞實ニ依テ  
タ、モ、商關係ニ於テハ、此規定ハ、眞實ニ依テ  
ラ、生ズル裁判ノ執行ヲハ、此規定ハ、眞實ニ依  
ハ、ル、黙シテ、以上ハ、裁判所ニ於テハ、法律  
ノ、必需ニ應シテ、宣告スル、以テ、放棄スル  
以、テ、セサル、ハ、カ、ラ、サ、ル、所、以、テ、リ、得  
第、二、千、五、百、二、十、三、條、ノ、高、事、裁、判、所、力、為、メ、全、權、ヲ、有  
ス、其、條、ニ、曰、ク、

若シ、數名ノ、對、手、人、カ、同、一、事、ニ、就、キ、異、リ、タ、ル  
期、限、ヲ、以、テ、召、喚、セ、ラ、レ、タ、ル、ト、キ、ハ、最、長、期、限  
満、期、ノ、後、ニ、召、喚、セ、ラ、レ、タ、ル、ト、キ、ハ、何、人、ニ、對、シ  
テ、モ、欠、席、裁、判、ヲ、ス、コ、ト、ヲ、得、ス、規、則、ヲ、適、用、ス、ル  
如、何、ナル、正、條、モ、裁、判、所、ニ、左、ノ、規、則、ヲ、適、用、ス、ル  
義、務、ヲ、負、ハ、シ、ム、コ、ト、キ、ハ、之、ヲ、省、畧、ス  
第、四、百、三、十、九、條、ノ、商、事、裁、判、所、ハ、攻、撃、セ、ラ、レ、サ  
ル、項、目、若、ク、ハ、控、訴、ヲ、受、ク、ル、コ、ト、キ、ハ、前、言、渡  
テ、其、裁、判、ノ、ハ、假、執、行、ヲ、命、ス、ル、コ、ト、キ、ハ、得、其、他、ノ  
場、合、ニ、於、テ、ハ、保、証、人、ヲ、立、テ、若、ク、ハ、充、分、償、還



第 四 百 十 一 條  
 送達ニシテ以テ之ヲ立テ若シ然ラバ撰定セルトモ送達シタル後ニ  
 證書ヲ以テ之ヲ立テ若シ然ラバ撰定セルトモ送達シタル後ニ  
 百二條ニシテ以テ之ヲ立テ若シ然ラバ撰定セルトモ送達シタル後ニ  
 且レ保証人ノ其證券ヲ以テ之ヲ立テ若シ然ラバ撰定セルトモ送達シタル後ニ  
 容宜告ヲ受クル場合ニ於テハ訟廷ニ於テ爲メ許  
 出頭スルヲ受クル場合ニ於テハ訟廷ニ於テ爲メ許  
 四 百 十 一 條  
 若シ控訴人出頭セズハ保

證人ニ付キ論争セサルトキハ保證人書記局  
 = 其美諾ノ申述ヲ爲スヘシ若シ控訴人論争  
 スルトキハ督促状ニ指シタル日ニ於テハ故障  
 決スヘシ何レノ場合ニ於テモ其裁判ハ故障  
 申立又ハ控訴ニ拘ハラズ執行スヘキモノト

要旨  
 第 二 百 二 十 四 條  
 商事裁判所ノ裁判ハ控訴  
 = 拘ハラズ執行スヘキモノト  
 第 二 百 二 十 五 條  
 欠席裁判ハ故障申立ニ拘  
 ハラス執行スヘキモノト  
 第 二 百 二 十 六 條  
 假執行ハ訴訟入費ニ就テ



第一輩ノ論據ニ付テハ此点ニ関シテ古代法ニ如

余輩ニ基テ答テ言ハントス  
コトヲ得ル規程ヲ設クルニ命ト云フル  
前言渡リタルルキ假執行命ト云フル  
政撃セラレサル項目ハ假執行命ト云フル  
第二輩ニテハ判決例ノ所説ト同ナリ

然レモ佛國判決例ニテハ左ニ掲クル所ノ下ニリ  
主メ理由ニ基テ此學説ニ反対ス  
第一輩ニテハ判決例ノ所説ト同ナリ



命令セラルコトヲ得ルヤ  
第二千五百二十四條ハ拘捕スルニ當テ然執行セラル  
判所ノ裁判ハ控訴ニ當テ然執行セラル  
許キモノヤ又ハ裁判ヲ以テ明セラル  
余輩ノ見解ヲ以テスルキハ假執行ニ當テ然執行セラル  
余令セラレタル場合ニテハ假執行ニ當テ然執行セラル  
判所ハ其裁判ノ執行ヲ命スルコトヲ得ル  
言ヒテ以テ其裁判ノ執行ヲ命スルコトヲ得ル  
リノ法律ノ明文ナキハ法律中ニ敗訴者ニ甚









令ス拘ハラス保證人ノ有無ニ関セス假執行ヲ命  
スルコトヲ得ルナリ訴訟法第百五十五條

第二千五百二十六條 訴訟法第百三十七條  
文ニ從ルトキハ訴訟入費カ損害賠償ノ代リト法

ニテ附與セラレタルトキトモ訴訟入費ニ付  
キテ假執行ノ命令スルコトヲ得ズト

此規定ハ訴訟入費ハ裁判言渡ノ主タル目的物  
ニ屬セス且是カ為メ之ト同一ノ特權ヲ享受ス

ハカラスト云フニ基ケルモノナリ類似ノ理由  
依テ之ヲ商事裁判所ニ適用スルコトヲ得ルカ

如シ此点ニ関シテハ商事裁判所ノ裁判ト民事  
裁判所カ下ニタル裁判トノ間ニ區別ヲ設クル

ノ理由毫モ存セサルナリ

第四百四十二條 商事裁判所ハ其裁判ノ執行  
ヲ審理セス

第二千五百二十七條 移送  
要旨

註解

第二千五百二十七條 訴訟法第四百四十二條ノ  
規定ハ有訟的事件ニ於ケル管轄ニ関スル

法律第四百一十一條中ニ原文ノ儘復出セラレタ  
リ故ニ余輩ハ此條款ニ関スル余輩ノ註釋

千八百八十年ノ商法



第四編第三卷

商事裁判所前ノ訴訟手續  
第六百四十二條  
商事裁判所ニ於ケル訴訟手

續ハ訴訟法第一節第二編第二十五卷ニ定メ

タル所ニ從テ之ヲ行フニシ

第六百四十三條  
然レトモ下級裁判所カ下ニ

タル欠席裁判ニ關スル同法典第百五十六條

商事裁判所カ下ニ關スル欠席裁判ニ適用スル

第六百四十四條  
商事裁判所ノ裁判ノ控訴ハ

此裁判所々在地ノ管轄控訴院ニ提出セラル

要旨

第二千五百二十八條 移送

註釋

（第二千五百二十八） 余輩ハ訴訟法第四百十四

條乃至第四百四十二條ニ關スル余輩ノ註釋中

ニ第六百四十二條及第六百四十三條ヲ説明セ

リ第六百四十四條ハ商事裁判所ノ裁判ノ控訴

ハ此裁判所ノ所在地ノ管轄控訴院ニ提出セラ

ル、モノナリト宣言スルニ止マル此控訴院ニ

於ケル訴訟手續ハ余輩カ將サニ講究セントス

ル所ノ第四卷ノ目的ヲ組成スルモノナリ

第四卷

控訴裁判所ニ於ケル訴訟手續

百四十五條 商事裁判所ノ裁判ヲ控訴ス

為メノ期限ハ對審ニ下サレタル裁判



付テハ裁判書ノ送達ノ日ヨリ起算シテ三  
個月トシ又欠席ニテ下サレタル裁判ニ付テ  
ハ故障申立ノ期限ノ終リタル日ヨリ三ヶ月  
トス但シ控訴ハ裁判ノ當日ニ於テハ之ヲ為  
スコトヲ得

要旨

第二千五百二十九

從テ撰定セラレタル住所ニ充テタル送達ハ

第二千五百三十

控訴ノ期限ヲ經過セシム

第二千五百四

十五條ハ訴訟ノ第四百四十五條ノ規定ニ

註釋

第二十千五百廿九) 余輩ハ先キニ普通法ニ及シ  
テ訴訟法第四百二十二條ニ從テ撰定セラレタ  
ル住所ニ充テタル送達若クハ住所撰定ナキニ  
於テハ商事裁判所ノ書記局ニ充テタル送達ハ  
控訴ノ期限ヲ經過セシムルカ為メ充分ナルコ  
トヲ述ヘタリ此學說ハ千八百八十年ノ商法第六  
百四十五條ニ依テ鞏固トナレリ此條款ハ單ニ  
裁判ノ送達ト言ヒ敢テ本人又ハ真正ノ住所ニ  
充テタル送達ト言ハス  
第六百四十五條ハ一般ノ語  
ヲ以テ控訴ハ裁判ノ當日ニ於テモ之ヲ為スコ  
トヲ得ト言ヒテ對審裁判ト欠席裁判トヲ區別  
セス故此規則ハ兩個ノ裁判ニ適用スヘキモ



ノトス況ンヤ同條款ノ前段ニ於テ此兩種ノ裁  
判ヲ掲クルニ於テオヤ此規則ハ商事裁判所ニ  
関スル事項ニ付キ訴訟法第四百十五條ノ規  
定ニ反則ヲ設クルモノニシテ此規定ニ從ルト  
キハ故障申立ヲ為スコトヲ得ヘキ裁判ノ控訴  
ハ故障申立ノ為メ典ラレタル期限内ハ受理ス  
ベカラストス普通法ニ對スル此反則ハ訴訟ノ  
裁判ヲ神速ナラシムルノ冀望ヲ以テ之ヲ説明  
スルコトヲ得ルナリ  
第六百四十六條控訴ハ若シ本訴カ千「ラ」  
ノ金額又ハ價格ヲ超過セサルトキハ假令裁  
判書カ其裁判ノ終審ニテ下サレタル旨ヲ表  
示セス又ハ然カノミナラズ其裁判ノ控訴ノ

責任ヲ以テ下サレタル旨ヲ表示シタルトキ  
ト雖モ受理スヘカラサルモノトス  
要旨

（第二千五百三十一） 商事裁判所ノ終審ノ定額  
（第二千五百三十二） 訴訟ノ價格ノミ裁判ノ初

審ナルヤ又ハ終審ナルヤヲ定ム

（第二千五百三十一） 第六百四十六條ハ修正セ

ラレタリ其修正ヲナセルハ第一千八百四十

一年三月二十五日ノ法律第二十一條ニシテ此  
條款ハ商事裁判所ハ本訴ニ於テ其價格二千「フ」  
ラ「ン」ニ達スル迄終審ヲ以テ裁判スルコトヲ得  
ヘシト規定セリ又其二千八百七十六年三月



ノトス況ンヤ同條款ノ前段ニ於テ此兩種ノ裁  
判ヲ掲クルニ於テオヤ此規則ハ商事裁判所ニ  
関スル事項ニ付キ訴訟法第四百十五條ノ規  
定ニ反則ヲ設クルモノニシテ此規定ニ從ルト規  
キハ故障申立ヲ為スコトヲ得ヘキ裁判ノ控訴  
ハ故障申立ノ為メ典ラレタル期限内ハ受理ス  
ベカラストス普通法ニ對スル此反則ハ訴訟ノ  
裁判ヲ神速ナラシムルノ冀望ヲ以テ之ヲ説明  
スルコトヲ得ルナリ  
第六百四十六條控訴ハ若シ本訴カ千「ラ」  
ノ金額又ハ價格ヲ超過セサルトキハ假令裁  
判書カ其裁判ノ終審ニテ下サレタル旨ヲ表  
示セス又ハ然カノミナラス其裁判ノ控訴ノ

責任ヲ以テ下サレタル旨ヲ表示シタルトキ  
ト雖モ受理スヘカラサルモノトス

要旨

第二千五百三十一) 商事裁判所ノ終審ノ定額  
第二千五百三十二) 訴訟ノ價格ノミ裁判ノ初

註釋

第二千五百三十一) 第六百四十六條ハ修正セ

ラレタリ其修正ヲナセルハ第一千八百四十

一年三月二十五日ノ法律第二十一條ニシテ此

條款ハ商事裁判所ハ本訴ニ於テ其價格二千「フ」  
ラ「ニ」違スル追終審ヲ以テ裁判スルコトヲ得  
ヘシト規定セリ又其二千八百七十六年三月  
五



二十五日ノ法律第十六條ニシテ此條款ハ始審  
裁判所及商事裁判ニ付キ終審ノ定額ヲ二千五  
百フラント定メタリ  
第二千五百三十二) 或ル裁判ヲ控訴スルコト  
ヲ得ルヤ否ヤヲ知ラントセハ裁判所カ之ニ付  
シタル名称(初審又ハ終審)ニ依據スヘカラズ單  
ニ訴訟ノ價格ニ依據スヘシ名稱ハ全ク無關係  
ナリトス何トナレハ裁判所ノ説ハ決シテ事物  
ノ性質ヲ變更スルコト能ハサルヲ以テナリ是  
レ商法第六百四十六條及訴訟法第四百五十三  
條ノ規定ノ設ケアル所以ナリ  
第六百四十七條 控訴裁判所ハ如何ナル場合  
ニ於テモ管轄違ノ為メ商事裁判所ノ裁判力

攻撃セラレタルトキト雖モ其裁判ノ執行ニ  
付キテ制止ヲ許シ又ハ其執行ヲ延期スルコ  
トヲ得ス若シ之ニ背クトキハ無効タルヘク  
且其理由アルニ於テハ對手人ニ損害ノ賠償  
ヲ為ス可シ然レトモ控訴裁判所ハ場合ノ需  
要ニ從ヒ其控訴ニ付テ辨論スル為メ一定ノ  
日時ニ於テ臨時ニ召喚ヲ為スノ許可ヲ與フ  
ルコトヲ得可シ

要領

(第二千五百三十三) 商法第六百四十七條ハ訴  
訟法第四百五十九條ニ反則ヲ設ク

註釋

(第二千五百三十三) 商事裁判所ノ裁判ノ執行  
七



ニ制止ヲナシテ之ヲ延期スヘクラスト控訴ハ院  
ニ下サレタル命令ハ絶對的ノモノナリ法律ハ  
毫モ區別ヲナサズ且其法律ノ最ナル毫モ區別  
ヲ認ムルノ餘地ナシ故ニ判決例ニ於テ履行セ  
ラルル所ニ從ヒ高法第六百四十七條ハ訴訟法  
第四百五十九條ニ反則ヲ設クト結論セサルハ  
カラス訴訟法第四百五十九條ニ從ルトキハ若  
シ法律ニ豫定セラレタル場合ノ外ニ於テ假執  
行ヲ命セラレタルトキハ控訴人ハ短期ノ召喚  
ヲナシ以テ訟廷ニ於テ制止ヲ得ルコトヲ得可  
シ但シ通知セラレタル願書ニ據リテハ制止ヲ  
付與スルコトヲ得ス且第六百四十七條ハ商事  
裁判所ノ裁判ノ執行カ急激ニ失スルヨリ生ス

ハキ濫用ニ對スル救済ヲ掲ク即チ敗訴者ハ控  
訴ニ付テ辯論スルカ為メ一定ノ日時ニ臨時ニ  
召喚ヲナスノ許可ヲ得ルコトヲ得ルナリ  
第六百四十八條 商事裁判所ノ裁判ノ控訴ハ  
控訴院ニ於テ簡易事件ニ付キテ下サレタル  
裁判ノ如クニ之ヲ審理シ之ヲ裁判スヘシ確  
定裁判迄(確定裁判ヲ包括ス)ノ訴訟手續ハ民  
事ニ於ケル控訴ニ付キ訴訟法第一部第三編  
ニ定メタル所ニ從フ可シ

要旨

(第二千五百三十四)

第六百四十八條ノ目的

註釋

(第二千五百三十四)

第六百四十六條ハ商事裁



判所ノ裁判ノ控訴ノ審理ト裁判ニ関シテ簡易  
事件ニ於テ下サレタル裁判ニ関スル普通法ヲ  
適用スルニ止マル余輩ハ此規定ニ関シテ毫モ  
注意ヲ為スコトヲ要セス何トナレハ前記ノ裁  
可所ニ特別ナルモノ外ナル訴訟規則ノ説明  
事案ノ範圍内ニ入ラザルヲ以テテ  
十



白耳義商法註釋

家資分散之部

曲木如長譯



第六百三條

支拂猶豫ノ請求ノ時ニ於テ現存スル債権ノ  
 辨濟ハ其猶豫ノ期限中債権ノ割合ニ從テノ  
 三各債主ノ之ヲ受クハキモトス  
 若シ争ハレタル債権アル片ハ此商法第五百  
 二條ニ記載シタル手續ヲ施行スヘシ  
 負債者ハ監視委員ノ許可ヲ得ルニ非サレハ  
 其動産、不動産ヲ讓渡シ、質入シ又ハ書入質ト  
 爲シ若クハ出訴シ和解シ或ハ金額ヲ借入レ  
 受取ルトヲ得ス又一切ノ支拂及ヒ管理ノ處  
 分ヲ爲ストヲ得ス  
 故障ヲ生シタル場合ニ於テハ商事裁判所ニ  
 於テ之ヲ判決スルモノトス



要旨

(二一五九) 第六百三條第一項ノ説明

(二一六〇) 第二項ノ説明

(二一六一) 支拂猶豫ニ於ケル負債者ノ不能

(二一六二) カハ身分法ヲ設定スベシ

(二一六三) 監視委員許可ノ法式

(二一六四) 委員ヲシテ其訴訟ニ干典セシムベカラス

(二一六五) 負債者ハ書入質権ヲ有スル債主

(二一六六) ノ為シタル所有権取戻ノ訟求ニ對シテ答

(二一六七) 弁スルヲ許可セラルベシ

(二一六八) 監視委員ノ許可ハ該委員ノ多数

(二一六九) 説ニ由テ之ヲ付與スヘシ

(二一六六) 許可ナキニ由テ生スル所ノ無効

(二一六七) ハ債主ニ非サレハ之ヲ援用スルヲ得ス

(二一六八) 第六百三條末段規則ノ説明

(二一六九) 債権ノ弁済ハ云々(第六百三條第一

項)

支拂猶豫ハ其猶豫ヲ得タル者ヲシテ負債ノ弁

済ヲ中止スルヲ得セシムルニ在リ然レ其

義務ノ釋放ヲ得ルヲ相当ナリト思量スル片

ハ支拂猶豫ノ請求ノ時ニ於テ現存スル總テノ

債主ヲ對等均一ニ取扱フヘキハ公義ノ然ラシ

ムルナリ但シ先取特権ヲ有スル債主ニ付テハ

其支拂猶豫ノ効ナキモノニシテ此限ニアラザ



ルナリ第六百五條參看故ニ先取特權ヲ有スル  
債主ハ其ノ債權ノ割合ニ隨テ并濟ヲ受クハキ  
モノトス  
第六百三條ニハ支拂猶豫ノ請求ノ時ニ於テ現  
存スル債權ノ之ヲ規定シタリ是レ支拂猶豫ハ現  
其以後ノ債主ニ對シ故障ヲ爲スル能ハサルノ  
理由アルヲ以テナリ  
(二一六〇) 若シ争ハレタル債權アル片ハ云々  
(第六百三條第二項)  
第五百六十二條ニ定メラレタル規則ヲ適用セ  
ントスルニハ争ハレタル債權ニ該當スル配當  
額ヲ假ニ貯存スルハレ是レ確然認許セラレタル  
債權ニ付キ總テノ債主間ニ充分ナル平等ヲ得

セシメニカ爲メナリ  
(二一六一) 負債者ハ何マスルヲ得ス云々(第  
六百三條第三項)  
支拂猶豫ノ景状ニ在ル負債者ガ絶對的ノ不能  
力者ト看做サレタル下ハ此規則ニ由テ生スル  
トコロトス何トナレハ監視委員ノ許可ヲ得ル  
ニ非サレバ一切事ヲ行フ能ハス仮令純然タル  
管理ノ處分モ亦之ヲ爲スルヲ得サレハナリ此  
不能力ハ乃チ身分法ヲ設定スルモノト謂フヘ  
シ是ヲ以テ民法第三條ニ從ヒ白耳義人ノ外國  
ニ住居スル者ト虽氏之ヲ管理スルナリ  
(二一六二) 法律ハ支拂猶豫ニ於ケル負債者ノ  
總テノ所爲ニ付キ監視委員ノ許可ヲ要スルモ



其法式ハ之ヲ定メザリシ是レ此許可ハ如何ナル法式ヲ以テスルモ之ヲ付與スルヲ得ル所  
 以ナリ故ニ監視委員ノ意思判然明示セラレ  
 以テ足レリトシ而シテ其許可タル必スシモ特  
 記セラルルハ要セス唯委員カ負債者ニ對シテ  
 若干ノ所為ヲ假借スヘキ一ノ協議ヨリ生スル  
 一アルヘシ例ハ負債者カ原告ト為リ又被告  
 トナリタルニ干典シ及ヒ其意見ヲ陳述  
 スヘキ時ニ於ケルカ如シ  
 (二一六三) 負債者ニ對シ起訴スル債主ハ許可  
 ヲ付與セシムルカ為メニ委員ヲシテ其訴訟ニ  
 干典セシムルノ義務ナシ是レ法律カ此点ニ付  
 キ毫モ命スルトコロナケレハナリ又負債者ハ出

訴スルヲ得ルカ為メニ要スル所ノ許可状ヲ携  
 帶セザルヤカラス然ラサレハ缺席ノ言渡ヲ受  
 クルニ至ルヘシ

(二一六四) 負債者ハ書入質権ヲ有スル債主ヨ

リ受ケタル所有権取戻ノ訴ニ對シテ答弁スル  
 一ヲ許可セラレサルヘカラス第六百三條ニ其  
 監視委員ノ許可ヲ得ルニ非サレハ出訴スル一  
 ヲ得ス又何等ノ管理處分ト虽モ之ヲ為ス一  
 得スト記載シ以テ絶對的ニ之ヲ規定シタリ然  
 レ氏第六百五條ノ明文ニ據リ書入質権ヲ以テ  
 担保セラレタル債権ニ関シテハ支拂猶豫ハ其  
 効力ナキモノト為シタルハ之ニ關係ナキモノ  
 トス然レモ此ニハ書入質権ヲ有スル債主ノ利



益ヲ指スニ非スシテ監視委員カ代表スルトコ  
口ノ無特權債主ノ團體ノ利益ヲ稱スルモノナ  
リ蓋シ債主ニ於テ申立ル所ノ書入質權ニシテ  
真誠ナラズ而シテ訟求者ト負債者トノ通謀手  
段ニ出テハ之ヲ貫徹セント欲スルモノアリ故  
ニ債主團體ノ利益ヲ監視スルノ任アル者ヲシ  
テ之ニ干渉セシメテ以テ此通謀ヲ行フニ由ナ  
カラシメシムルヲ肝要ナリトス  
(二一六五) 若シ數多ノ監視委員アル片ハ同僚  
ノ議事ヲ規定スル所ノ普通法ニ從ヒ多數說ニ  
由ルニアラサレハ其許可ヲ付與スルヲ得ス  
故ニ其投言ノ數平分スル片ハ之カ許可ヲ付與  
セラル、トヲ得ズ而シテ負債者ニ於テ爲シタ

ル處分ハ之ヲ有効ノモノトスベカラズ  
(二一六六) 監視委員ノ許可ナキニ由テ生スル  
所ノ無効ハ債主ノ外之ヲ援用スルヲ得ス何  
トナレハ其許可ハ專ラ之カ利益ノ爲メニ要シ  
タルヲ以テナリ(民法第千二百二十五條及ヒ家資  
分散ニ関スル法律第四百四十五條第六百十三  
條ノ論証無効ハ支拂猶豫ノ期限中ニ之ヲ請求  
スルヲ得ベシ又ハ若シ負債者カ家資分散ニ  
陥リタル片ハ其以後ト虽氏之ヲ請求スルヲ  
得バシ但シ負債者總テノ債主ニ對シテ義務ヲ  
履行シタル片ハ何人ト虽氏最早其利益ヲ主張  
スヘキモノナリトス  
(二一六七) 故障ヲ生シタル場合ニ於テハ云々



第六百三條末項

故障ハ監視委員中説ヲ異ニスル者又ハ負債者ヨリ之ヲ申立ルヲ得バシ而シテ総テ他ノ委員ハ皆ナ許可ヲ拒止スルモト虽モ其申立ヲ為スルヲ得ルナリ蓋シ委員ハ其契約ノ利害得失ニ付キ見解ヲ誤ルヲナキニアラス故ニ法律ハ商事裁判所カ此事項ニ付キ最上ノ裁判官タルヲ要スルモノトス

第六百四條

支拂猶豫ノ期限中ハ負債者ノ身体財産ニ對シ一切ノ執行方法ヲ使用スルヲ得ス其猶豫前ニ行ヒタル民事上ノ禁錮又ハ財産差押ハ其景状ノ儘ニ存置スハシ然レモ裁判所ハ

負債者債主及ヒ監視委員ノ申立ヲ聽タル後子情状ニ從ヒ其解除ヲ許與スルヲ得ヘシ支拂猶豫ハ負債者ニ對シ起シタル訴權ノ進行又ハ新ナル訴權ノ執行ヲ中止セサルモト但此等ノ訴權ニシテ争ハレザル債權辨濟ノ請求ヲ目的トシタルモハ此限ニ非ラズ  
假リ及ヒ確定ノ支拂猶豫期限中ハ全一ノ時期間ニ下シタル裁判ニ因リ負債者ノ財産ニ付キ一切ノ書入質記入ヲ為スヲ得ス

要旨

(二一六八) 支拂猶豫ノ間ハ總テ執行ノ方法ヲ中止ス○第六百四條第一項ノ説明



(二一六九) 第二項ノ説明  
(二一七〇) 末項ノ規則ハ現今之ヲ記載ナキ

(二一七一) モト者做スベシ  
(二一七二) 支拂猶豫ノ間債主ニ對シ期滿免

(二一七三) 除ハ經過スヘキヤ  
(二一七四) 支拂猶豫ノ時期中利息ハ負債者

(二一七八) 註釈  
猶豫ノ期限中ハ負債者ノ身体又ハ

財産ニ對シ何等ノ執行方法ト虽氏之ヲ使用ス

ルヲ得ス是レ支拂猶豫ヲ請求シタルハ此執

行ヲ止ムヘキカ為ヌナルヲ明カナレバナリ此

以前ニ行ヒタル民事上ノ禁錮又ハ財産差押ハ

其景状ノ依ニ存置ス即チ之ヲ詳言スレハ假ニ

之ヲ保持スルナリ然レ氏商事裁判所ハ負債者

債主及ヒ監視委員ノ申立ヲ聴キタル後チ情状

ニ從ヒ之ヲ解除スルヲ得ベシ(第六百四條第

一項) 債主ハ其權利ヲ証明スヘキ利益ヲ

有スルコトヲ得ベキカ故ニ支拂猶豫ノ請求前

ニ起シタル訴權ノ進行又ハ新ナル訴權ノ執行  
ハ其猶豫ニ因テ中止セザルモトス但シ其訴  
推ノ目的ニシテ争ハレサル債權ノ并濟ヲ請求  
スルニ在ル片ハ此限ニアラズトス(第六百四條  
第二項) 蓋シ斯ノ如キ請求ハ有益ナラサルモ  
ナリ是レ支拂猶豫ノ期限内ハ負債者ハ一ノ債



主ニ并済ヲ為シテ以テ他ノ債主ヲ害セザル  
能ハザルヲ以テナリ  
（二一七〇）千八百五十一年十二月十六日ノ法  
律ニ依リ裁判上ノ書入質廢止ハ以テ現今第六  
百四条末段ノ規則ヲ記載ナキモノト者做サシ  
メタリ  
（二一七一）民法第百二十七条ノ明文ニ  
「期滿免除ハ定日ニ於ケル債權ニ關シ其日ノ至  
ルマテ經過セズトアリ故ニ此規則ヲ適用セシ  
トスルニ當リ支拂猶豫ノ期限中債主ノ利益ノ  
為メニ期滿免除ノ經過ヲ中断スヘキヤ否ヲ問  
フ」ヲ得ヘシ  
然レテ一般ニ就テ之ヲ論スル片ハ此疑問ハ否

ト解釈セサルヘカラス若シ期限ノ存在スルニ  
依テ期滿免除ノ經過ヲ通常中断スル片ハ是レ  
債主カ其期限ノ至ラサル前負債者ヲ訴フル能  
ハス且ツ此景状ニ於テハ期滿免除ノ經過シ得  
サルヲ以テ至當ナリトスレハナリ「訴訟ヲ起ス  
ヘキ條件ヲ具備セザル者ニ對シテハ期滿免除  
ハ經過セズ然レ氏支拂猶豫ハ負債者ニ對シ新  
ナル請求スルニ在ル片ハ之ヲ執行スルノ妨ケト  
ナル下ナシトス（第六百四條第二項）是ニ依テ前  
文ニ記載シタル變更ヲ除クノ外期滿免除ノ經  
過ヲ止ムヘキ理由ハ毫モ之ナキモナリ故ニ  
期滿免除ヲ防カントスル債主ハ其債權ニ付キ



負債者カ争ヒヲ為スカ否ヲ確ムヘシ且ツ債主  
ハ裁判上ノ糾問又ハ示談ニテ其争否ヲ確ムル  
ト得ヤシ若シ負債者ヲ訴告シテ以テ期滿免除ヲ  
債主ハ其負債者ヲ訴告シテ以テ期滿免除ヲ  
断スルト得ヘシ若シ其争ヒヲ為サバハ  
民法第二百四十八條ノ明文ニ從ヒ負債ノ  
追認ニ依テ其經過ヲ中斷ス加之期滿免除ハ支  
拂猶豫ノ期限間其經過ヲ止ム是レ其起訴ヲ停  
止スルヲ以テナリ  
(一七二) 家資分散ヲ公告スル裁判ハ其目的  
負債者ニ對シ利息ヲ追進セシメサルニアリ但  
シ債権カ其以前ニ利息ヲ追進セサリシ片ニ限  
ルハ是レ余輩カ既ニ論述シタル所ナリ而シテ

支拂猶豫ノ場合ニ於テモ亦同一ノ規則ヲ用ユ  
ヤシ蓋シ合意ニ於ケルト裁判上ノ訟求ニ於ケ  
ルトトヲ分タス以前利息ヲ生シタル債権ハ引続  
キ之ヲ生スヘシ他ノ債権ハ現況ノ儘ニ存スル  
モノトス

第六百五條

支拂猶豫ハ之ヲ得ヘキ以前ニ取結タル契約  
ニアラサレハ之ヲ適用セス共同負債者及ヒ  
財産取調要求ノ権ヲ拋棄シタル保証人ハ之  
ヲ利用スルト得ス支拂猶豫ハ左ニ記載シ  
タル事項ニ付効力ナキモノトス  
一 租税其他公ケノ負擔并ニ堤防河岸地  
ノ諸賦税



二 先取特権書入質権動産質ニ由テ擔保  
セラレタル債権

三 養斗ノ名義ニ於ケル債権  
支拂猶豫ヨリ前六ヶ月間負債者又ハ

四 其家族ニ給與シタル食料供給  
要旨

(二一七三) 支拂猶豫ハ之ヲ得ヘキ以前ニ取  
結ヒタル契約ニ非サレハ之ヲ適用スヘカ

ラス  
(二一七四) 共同負債者及ヒ保証人ニ關係ス  
ル支拂猶豫ノ効力

(二一七五) 支拂猶豫ノ効力ヲ及ホスヘカラ  
サル債権ノ指示〇理由及ヒ説明

註釈

(二一七三) 支拂猶豫ハ之ヲ得ヘキ以前ニ取結  
ヒタル契約ニ非サレハ之ヲ適用スヘカラス故

ニ犯罪又ハ准犯罪ヨリ生シタル者ヲ除クノ外  
之ヲ得タル後チニ係ル契約ハ監視委員ノ許可

アルニ非サレハ之ヲ締結スルヲ能ハサルヲ以  
テ其執行ヲ中止セサルヲ至當トス然ラサルハ

何人ト虽モ負債者ト契約スルヲ欲セサルニ至  
ルベシ

(二一七四) 支拂猶豫ヲ得タル負債者ノ共同負  
債者又ハ保証人ハ之ヲ利用スルヲ得ス但シ

財産取調要求ノ権ヲ放棄セサル保証人ハ此限  
ニ非ス(第六百五十五条第一項)此說ニ拠レハ債主ハ



既ニ支拂猶豫ノ満期前主タル負債者ノ財産取  
 調ヲ為ス下ヲ得サルカ故ニ一時保証人ニ於テ  
 モ総テノ訟求ヲ免カル、ヲ以テ至當トス然ラ  
 サレハ保証人カ契約ヲ取結ヒタルノ信憑ト為  
 シタル財産取調ノ推ヲ害セラル、ニ至ルハ、  
 共同負債者又ハ保証人其共同義務、為メ又ハ  
 主タル負債者ノ為メニ并濟ヲ為シタル片ハ自  
 ラ其債主トナリ且ツ此資格ヲ以テ支拂猶豫ノ  
 効力ニ從フベシ故ニ負債者ニ與ヘラレタル并  
 濟ノ猶豫期限ヲ遵守セサルヘカラス  
 (二一七五) 支拂猶豫ヲ許可スヘカラサル特別  
 ノ利益ヲ享有スル所ノ若干ノ債權アリ則チ第  
 六百五條ノ明文ニ拠レハ支拂猶豫ハ左ニ記載

第一ノ租税其他公ケノ負擔并ニ堤防河岸地

レタルモノニ関シ効力ナキモノトス  
 此例外ハ則チ租税ヲ納ムヘキ義務ハ特別ナル  
 負債ヲ設定スルトノ主旨ニ基キタルモノニシ  
 テ公務ヲ阻妨セサルカ為メニ必スヤ之ヲ拂ハ  
 サルヘカラサルモノナリ蓋シ租税ナル語ハ政  
 府ニ納ムヘキ税金ト同シク州邑ノ税金ニモ亦  
 之ヲ適用スルモノトス  
 支拂猶豫ヲ得タル負債者ノ拂フヘキ罰金ハ公  
 ケノ負擔ナル語中ニ之ヲ包含スベシ然ラレハ  
 罰金ヲ拂フ不能ハサル所ノ負債者ハ必ス之ヲ  
 補償スヘキ禁錮ノ刑ヲ受クヘシ斯ノ如キハ是



レ立法律者ノ意思ニアラサルモノト謂フヤシ  
 第二先取特権書入質権又ハ動産變換ニ由  
 テ擔保セラレタル債権  
 此例外ハ總テ先取特権アル債権ニ之ヲ適用ス  
 ハレ何トナレハ法律ノ明文タル絶對的ナルヲ  
 以テナリ而シテ第五百四十五條ニ因リ先取特  
 権ヲ有スルモノト公告セラレタル職工又ハ主  
 管ノ給料ニ特ニ關係スルモノナリ蓋シ此点ハ  
 代議士院委員ノ報告書中ニ於テ公然之ヲ認定  
 セラレタルノミナラス代議士院議員中ノ討議  
 ニ於テモ亦之ヲ認定セラレタリ之ヲ要スルニ  
 法律ノ明文タル確的ノモノナルヲ以テ此事項  
 ニ關シ毫末モ疑ヲ抱カシムルニ至ラサルナリ

第三 養料ノ名義ニ於ケル債権

此項ハ緊切ノモノニ係ル此緊切ハ以テ此例外  
 ヲ設クルヲ至當トス是ヲ以テ元老院委員ノ報  
 告ニ所謂人ヲシテ餓死セシムルニ至ラシメサ  
 ルヲ要スナリ

第四 支拂猶豫ヨリ前六ヶ月間ニ負債者又

ハ其家族ニ給與シタル養料ノ供給  
 此負債ハ千八百五十一年十二月十六日ノ法律  
 第十九條ニ依リ先取特権アルモノトセラレタ  
 リ是ヲ以テ第六百五條ニ於テ之ヲ記載セサル  
 ヲ得ザルモ特別ニ之ヲ明記スルヲ要シタルハ  
 其便益顯著ナルヲ以テナリ  
 第六百六條



書入質権又ハ先取特権ヲ有スル債主カ支拂  
猶豫ノ期限内ニ負債者ノ職業若クハ工業ヲ  
行フニ必要ナル不動産又ハ其附帶物件ヲ差  
押ヘ或ハ賣拂ハシムルヲ得ス但シ擔保セ  
ラレタル債権ノ經過シタル利息ヲ悉皆并済  
シタルヲ要ス

要旨

(二一七六) 第六百六條ハ第六百五條ニ定メ  
タル規則ノ例外ヲ包含セリ  
(二一七七) 經過シタル利息ト了解スヘキモ  
ノハ如何

註釈

(二一七六) 第六百五條ノ明文ニ拠レハ支拂猶

豫ハ書入質権又ハ先取特権ヲ有スル債主ニ関  
シテハ効力ナキモノトス故ニ該債主ハ支拂豫  
アルニ拘ラス其書入質又ハ先取特権ニ充テタル  
物件ヲ差押ヘ又ハ賣拂ハシムルヲ得ルナリ  
而シテ第六百六條ハ此規則ニ緊要ナル例外ヲ  
設ケタリ抑モ支拂猶豫ノ主タル目的ハ負債者  
ヲシテ其業務ヲ主理セシメ以テ其商業工業ヲ  
續行スルヲ許スニ在リ蓋シ此目的ヲ慮忘ナ  
ラシメサルカ為メニ第六百六條ニ於テハ書入  
質権又ハ先取特権ヲ有スル債主カ支拂猶豫ノ  
期限内ニ負債者ノ職業若クハ工業ヲ行フニ必  
要ナル不動産又ハ其附帶物件ヲ差押ヘ或ハ賣  
拂フベカラサルヲ規定シタリ然レ氏此利益



ハ負債者ガ一ノ條件ヲ履行スルニ非サレハ之  
 ヲ付與セサルモノトス則チ担保セラレタル債  
 權ノ經過シタル利息ハ悉皆之ヲ弁済スヘキノ  
 條件是レナリ  
 (一七七) 經過シタル利息トハ支拂猶豫ノ期  
 限内ニ經過シタル利息ト了解スヘシ則チ前既  
 ニ期限ニ至リタル利息ハ之ヲ元金ニ準スヘキ  
 カ故ニ隨テ負債者ニ付與セラレタル期限ハ之  
 ニ適用スベシ是レ元老院ニ於テ第六百六條ヲ  
 討議シタルノ際司法大臣公然説明セラレタル  
 所ナリ

第六百七條  
 負債者詐欺又ハ惡意ニ出タル所業アリタル

片若クハ第六百三條規定ニ違背シタル片又  
 ハ其貸高カ負債ノ全部ヲ弁済スルカ為メニ充  
 分ナル資カヲ呈供セサル片ハ一名若クハ數  
 名ノ債主又ハ監視委員ヨリ支拂猶豫ノ取消  
 ヲ訟求スルヲ得  
 支拂猶豫取消ノ訟求ハ商事裁判所ニ差出ス  
 へシ商事裁判所ハ負債者ノ申立ヲ聽キタル  
 後假猶豫ニ係ル片ハ直チニ之ヲ裁断シ又確  
 定猶豫ニ係ル片ハ之ニ意見ヲ附スヘシ  
 支拂猶豫ノ取消ヲ記載シタル裁判言渡書ハ  
 第六百一條ニ定メタル方法ト場所トニ於テ  
 之ヲ公示貼付スヘシ

要旨



(二一七八) 支拂猶豫、取消ヲ訟求シ得ヘキ  
種々ノ場合ノ説明

(二一七九) 此訟求ヲ裁決スヘキ管轄裁判官

(二一八〇) 支拂猶豫、取消ハ之ヲ公ケニ為

スヘシ○理由

註釋

(二一七八) 支拂猶豫ノ取消ハ第六百七条第一  
項ノ法文ニ依リ左ニ記載スル三箇ノ場合ニ於

テ之ヲ請求スルヲ得ベシ

第一 負債者カ詐欺又ハ惡意ニ出タル所業

アリタル片

代議士院委員ノ報告書中ニ委員ハ若シ分散人  
カ容易ニ支拂猶豫ヲ得ルカ為メニ其債主ノ人

員其負債ノ総額又ハ此種類ノ他ノ総テノ事柄

ニ付キ故テニ緘黙ニ付シタル片ハ即チ之ヲ詐

偽又ハ惡意アル者ノ了解スヘキ價值アルモノ

トス<sup>ト</sup>アリ 第六百三条ノ規定ニ違背シタル片

則チ詳言スレハ支拂猶豫中他ノ債主ヲ害シテ

若干ノ債主ニ年済ヲ為シタル片又ハ法律ニ於

テ監視委員ノ許可ヲ要スル所ノ所為ヲ擅ニ行

ヒタル片

第三 其貸高カ其負債ノ全部ヲ年済スルカ

為メニ充分ナル資力ヲ呈供セサル片

支拂猶豫ヲ得ルカ為メニ要セラレタル条件ノ

一則チ総テ其債主ニ元金及ヒ利息ヲ還済スヘ



キカ為メニ財産又ハ充分ナル方法ヲ有スル  
 是ナリ(第五百九十三條)故ニ支拂猶豫ノ取消ハ  
 其貸高カ此条件ヲ充スヘキ資力呈供セサル  
 片ハ之ヲ訟求スルヲ得ヘシ  
 (二一七九) 支拂猶豫取消ノ訟求ハ商事裁判所  
 ニ差出スベシ而シテ商事裁判所ハ負債者ノ申  
 立ヲ聽キタル後ヲ假猶豫ニ係ル片ハ直チニ之  
 ヲ裁断シ又ハ確定猶豫ニ係ル片ハ之ニ意見ヲ  
 付スベシ(第六百七條)是レ商事裁判所ハ確定猶  
 豫ヲ付典スルヲ能ハサルカ故ニ期ノ如キ猶豫  
 取消ノ訟求モ亦裁断シ能ハサルハ道理ニ合シ  
 タルモノナリ故ニ管轄控訴院ハ商事裁判所カ  
 為シタル審理ニ基キテ之ヲ判決スヘキモノト

ス

(二一八〇) 支拂猶豫ノ取消ヲ記載シタル裁判

言渡書ハ第六百一條ニ定メタル方法ト場合ト  
 ニ從テ之ヲ公示貼付スベシ(第六百一條末項)即  
 チ之ヲ詳言スレハ商事裁判所ノ公庭ニ貼付シ  
 且ツ白耳義モニトハ官報及ヒ掛リ裁判官カ指  
 定シタル新聞紙ニ掲載シ以テ之ヲ世ニ公ケニ  
 スヘシ蓋シ之ヲ公ケニスハ有用ナルモノトス  
 則チ支拂猶豫ノ取消ハ各債主ヲシテ負債者ニ  
 對シ直チニ其訴權ヲ執行セシムルカ為メナリ

支拂猶豫ノ請求書ヲ下度サント欲スル者ハ  
 總テ控訴院并ニ商事裁判所ニ申立ヘシ



第五百九十五條ノ法式ニ依リ下戻ノ請求ヲ  
示ス所ノ公告ヲ為シタリトノ証據提出ニ付  
キ之カ証書ヲ付與セラルヘシ

要旨

(二一八二) 第六百八條ノ說明  
(二一八三) 支拂猶豫ノ請求ハ控訴院ニ於テ  
下戻ノ証書ヲ付與シタル後々ハ之ヲ無効  
ノモノト者做スヘシ

註釋

(二一八二) 支拂猶豫ヲ請求シタル負債者其請  
求ヲ遂クヘキ希望ヲキカ為メ又ハ其約務ニ對  
シ現ニ為スヘキアルカ為メ又ハ其他ノ理由  
アルカ為メニ其請求ヲ下戻ス下戻適當ナリト

思量スル下戻ハ支拂猶豫ノ請求書ヲ  
差出シタル時ト同ク負債者ヨリ其住地ノ商事  
裁判所并ニ管轄控訴院ニ申立ツヘシ而シテ  
第五百九十五條ニ定メタル法式ニ依リ下戻ノ  
請求ヲ公示スル所ノ告知書ヲ豫メ差出シタリ  
トノ証憑ニ基キ之カ証書ヲ付與セラル、モノ  
トス(第六百八條)  
(二一八二) 控訴院ヨリ下戻ノ証書ヲ付與シタ  
ル片ハ支拂猶豫ノ請求ヲ無効ナラシムルモ  
トス則チ諸事其請求前ニ於ケルト同一ノ景状  
ニ復スルモノナリ

第六百九條  
假リ支拂猶豫ヲ付與シ又ハ拒辭シ若クハ取



消シタル裁判ハ故障ノ申立又ハ控訴ヲ受ク  
ヘカハラサルモノトス  
然レ氏負債者ハ正當ナル事故ニ依テ訊問ヲ  
受ケサル片ニアラサレハ假リ支拂猶豫ノ取  
消ヲ言渡ス所ノ裁判ニ對シ故障ノ申立ヲ為  
ス下ヲ得ス  
支拂猶豫ノ事件ニ付キ下シタル判決ハ大審  
院ニ移付スルコトヲ得ヘシ

要旨

(二一八三) 第六百九條第一項ノ理由  
(二一八四) 假リ支拂猶豫ニ關スル裁判ハ之  
ヲ大審院ニ移付スル下ヲ得ス  
(二一八五) 第六百九條第一項ノ規則ニ於ケ

ル例外

(二一八六) 確定ノ支拂猶豫ヲ取消シタル缺  
席裁判ニ付テハ故障ノ申立ヲ受理セララル、

(二一八七) 第六百九條末段規則ノ説明

註釋

(二一八三) 支拂猶豫ノ事件ニ於ケル訴訟手續  
ニ缺ノヘカハラサル抄取及ヒ真誠ナル事情并ニ  
負債者ト債主トノ利益ニ緊切ナル事項ハ商事  
裁判所ヲ以テ他ノ裁判所ヨリモ更ニ其判定ヲ  
下スニ好位置ニ在ルモト為スヲ以テ第六百  
九條第一項ノ規則ヲ設定セラレタリ乃チ假リ  
支拂猶豫ヲ付與シ又ハ拒辭シ若クハ取消シタ



ル裁判ハ云々  
 (二一八四) 法文ニハ大審院ニ上告ヲ為ス  
 記載セサルモ此事項ニ付テハ之ヲ許サ、ルコ  
 ト其精神ニ適ヒタルモノ、如シ實際斯ノ如キ  
 上告ハ虚名ニ過キサルヲ常トス何ニトナレハ  
 其訟求ノ審理及ヒ確定ノ支拂猶豫ニ對スル控  
 訴院ノ判決ノ為メニ定メタル期限ハ甚々短キ  
 ヲ以テ控訴院ノ判決ハ常ニ大審院ノ判決前ニ  
 アリテ且ツ其判決ヲ實際上緊要ナラサルモノ  
 トナスカ故ナリ法律上ヨリ論スル片ハ第六百  
 九條ニ於テ支拂猶豫ノ事件ニ付キ下シタル判  
 決ハ大審院ニ移付スルヲ得ヘシト記載シ以テ  
 假リ猶豫ニ関スル裁判ニ對シ其上告ヲ許可ス

ル立法者ノ意思ニ非サルヲ推定セシムル  
 = 足レリ

(二一八五) 第六百九條第一項ニ記載シタル規  
 則ノ例外トシテ負債者ハ正當ナル事故ノ為メ

ニ召喚訊問セラレサルヲ証明スル片ハ假リ  
 支拂猶豫ノ取消ヲ言渡ス所ノ裁判ニ對シ故障

ノ申立ヲ為ス得ヘシ(第六百九條第三項)蓋  
 シ此例外ハ公平ナルモノト謂フヘシ

(二一八六) 法律ハ確定ノ支拂猶豫ヲ取消スヘ  
 キ欠席裁判ニ付テハ毫モ規定スル所アラサル

ナリ故ニ故障ノ申立ハ普通法ノ範圍内ニ於テ  
 受理セララルヘキモノトス

(二一八七) 支拂猶豫ノ事件ニ付キ下シタル判



決ハ云々(第六百九条末項)  
 此規則ハ普通法ヲ適用スルモノニ過キス元老  
 院ノ一議員ハ無益ナリトシテ此規則ヲ廢止セ  
 シトテ請ヘリ然レモ他ノ若干ノ議員ハ其事ニ  
 付疑義ヲ抱キ隨テ之ヲ廢止スルトテ躊躇シタ  
 ルヲ以テ遂ニ此規則ヲ存置スルニ至レリ而シ  
 テ支拂猶豫ノ事件ニ付キ下シタル判決ハ有訟  
 的裁判權ヨリモ寧ロ非訟的裁判權ニ出テタル  
 モノトシテ此疑義ノ主旨トナレリ蓋シ前提ノ意  
 義ヲ是認スル片ハ此等ノ判決タル對審々理ノ  
 後々ニ下スモノナルヲ以テ上告ハ普通法ニ從  
 テ猶ホ受理セラルヘキモノトスヘシ

第六百十條

凡ソ支拂猶豫ノ請求ニ付キ商事裁判所及ヒ  
 控訴院ノ責務ヲ明瞭ニス可キ証書ハ豫メ証  
 印又ハ登簿ノ法式ニ據ルヲ要セスシテ負債  
 主債主若クハ監視委員ヨリ之ヲ差出ストテ  
 得可シ  
 假リ猶豫ノ許可延期又ハ取消ヲ記載スル裁  
 判言渡書ハ三ノ定稅ニテ之ヲ登簿ス  
 可シ

要旨

- (二一八八) 理由説明書ノ抄畧
- (二一八九) 登記稅第六百十條末段ノ規則ノ
- 第一項ノ規則ハ凡テ支拂猶豫ニ關スル訟
- 求ノ審理ニ適用スヘシ



(二) 一八八 註釋 家資分散ニ関スル法律議案ノ説明  
書中左ノ語アルヲ見ル

証書調書商事裁判所及ヒ其所長又ハ監視委員ヨリ發付シタル報告書并ニ意見書ハ支拂猶豫ノ請求ニ関シ之カ判決ヲ為スヘキ控訴院ノ責務ヲ明瞭ナラシムルノ外他ノ目的ヲ有セサルモニシテ之ヲ裁判上ノ証書ト看做スヘカラス隨テ印紙税及ヒ書記手数料ヲ免除セラレサルヘカラス  
蓋シ負債者ノ業務ノ状況ト支拂猶豫ノ請求ノ止ムヲ得サル原由トヲ明知スルヲ得セシムルニ至ルヘキ証據物件及ヒ書類ノ差出方

ノ容易ナラシムルコトハ尤モ緊要ナリトス是レ之ト同一ナル條款即ケテ第六百十三條(本法第六百十條)於テ以テ履行スルヲ要セ豫メ登記及ヒ印紙ノ法式ヲ履行スルヲ要セズ此テ之ヲ差出スルヲ得ヘシト規定シタル所以ナリ然レ氏以テ証據物件及ヒ書類ハ之カ為メ印紙及ヒ登記税ヲ免除セラレサルナリ但草案ノ規則ニ定メタル場合ニ於テ為スルキ使用ハ登記官夫ヨリ行フ所ノ告訴ノ基礎ト為ルヲ得ス而シテ之ヲ無効ノモノト看做スハ此ニ依リ  
(二) 一八九 第六百十條ノ末項ハ國庫ノ要求ヲ限制シ以テ旧律例ヲ改正シタルモノトス則ケ



假り猶豫、持許、延期、又ハ取消ヲ記載ニタル裁  
判言渡者、登記料トシテ要セラレシタル三  
第一項ノ規則ハ確定猶豫ノ請求、審理ニ於テ  
ルカ如ク假リ猶豫ノ請求、審理ニ於テ  
用スルハ得ハ何トナレハ法律ハ毫モ之  
カ區別ヲ為サ、此カ故ナリ

負債者尤ノ所為ナルハ通常ノ倒産者ト同  
一ノ刑ニ史々

第一刑ニ如何ナル方法ヲ以テスルヲ問ハス  
支拂猶豫ハ決議ヲ為サシメ又ハ之ヲ容  
易ナラシムルカ為メ故意ヲ以テ其借高

一部ヲ隱匿シ又ハ其貸高ヲ過大ニシ

第二支拂猶豫ノ請求ニ関スル評議ニ一

名若クハ數名ノ虚偽ノ債主又ハ其債権  
ヲ過大ニシタル一名若クハ數名ノ債主  
ヲ参加セシメタルトキ

(二一九〇) 第六百十一條規則ノ理由及ヒ説

明註釋

(二一九〇) 負債者ノ欺詐又ハ無意ノ原由ニ依

テ支拂猶豫ノ取消ヲ為ス下ヲ得ル外ニ其罪  
アル者ニ懲治刑ヲ適用シ以テ欺詐又ハ故意











ハ當然之ヲ行フモトス。何人トモ三  
十年ノ時効ニ非サレハ債主ニ故障ヲ為ス  
ヲ得ス  
(一九六) 取消ハ債主ノ外之ヲ請求スル  
ヲ得ス

註釋

(一九二) 第四百四十二條ニ據ルハ支拂停止  
ノ時期ハ家資分散ヲ公告スル裁判前六月以上  
ノ日付ヲ以テ之ヲ定ムルヲ得ス而シテ第六  
百三十三條ニ於テハ支拂猶豫ノ満期ニタル日ヨ  
リ六月内ニ負債者家資分散ヲ為ス場合ニ於テ  
ハ支拂停止ノ時期ハ當然其猶豫ヲ請求シタル  
日ニ溯ルヘシト規定シ以テ第四百四十二條ノ

規則ニ據ラサルノ例外ヲ設ケタリ  
以規則ハ債主間ニ於テ平等ヲ保維スルカ為メ  
及ビ特ニ支拂猶豫ノ時期内ニ於テ得タル裁判  
ニ由リ裁判上ノ書入質権ニ據テ他ノ債主ヨリ  
火一債主ヲ庇護スルヲ防止スルカ為メ  
設定ニタルモトス而シテ規則ハ八百五  
十一年十一月十六日ノ法律ニ於テ裁判上ノ書  
入質権ヲ廃止シタル以テ成立ス、キ効力ヲ廢止  
ナシトナシ然レモ新法ニ於テ之ヲ廢止  
セサル以上ハ猶ホ遵行ス、キ効力ヲ保存スル  
ニト謂フハ此  
(一九三) 第六百三十三條第一項ニ記載ニタル  
場合ニ於テ支拂停止ノ時期ハ裁判所ノ判定ニ







ノ取消訴権ヲ推定スルヲ以テナリ是故ニ債主  
ハ其取消ノ求ムル所為ニ付テハ第三者ニ付テ  
又法律ハ右ニ関シ毫モ規定スル所ナキナリ是  
レ通常則ケ三ノ十年ノ時効ニ非サレハ之ニ對シ  
故障ノ為スル監視能ハサル所以ナリ  
（一九六）監視委員ノ許可ヲ受テサレニ依テ  
生スル所ノ取消ハ債主ニ非サレハ之ヲ申立ル  
了ヲ得ス則ケ以テ取消タル專ラ債主ノ利益ノ為  
メニ定メタル所以ハ既ニ前文ニ記述シタルカ  
如シ若シ其取消ニテ採用セラレタルハ債  
主ノ利益ノ為メニ既得ノ権利ト為ルモ之ニ  
テ監視委員ハ其後為ス所ノ確認ニ依テ以テ推利  
ヲ奪フ了能ハサルモトス何ニトナレハ法律

ハ是事ニ付キ何等ノ委任ヲヒ與ハサルカ故ナ  
リ唯々支拂猶豫ノ間ハ無効ノ所為ハ法律ニ定メ  
タル許可ヲ以テ再ヒ之ヲ行フ了ヲ得可シ

支拂猶豫ハ法律ニ依リ商人ト看做サ、ル所  
ノ工場ノ所有主ニ之ノ付唆スル了ヲ得可

本章ノ規則ハ第六百十三條ヲ除クノ外都テ

支拂猶豫ニ適用スルニ當リテ身代限ヲ

為シ又ハ財産ノ讓渡ヲ為シタルトキハ其期

限中ニ下シタル判決ニ依テ取結ヒタル書入

質及ヒ監察委員ノ許可ヲ要スル場合ニ於テ



其許可ヲ得スレテ負債者ノ行フタル所為ハ  
都テ無効トス

要旨

- (二一九七) 代議士院委員報告書ノ後書
- (二一九八) 工業場ノ所有者ノル語ノ意義
- (二一九九) 第六百十四條第二項ノ説明
- (二二〇〇) 第三項ノ意見

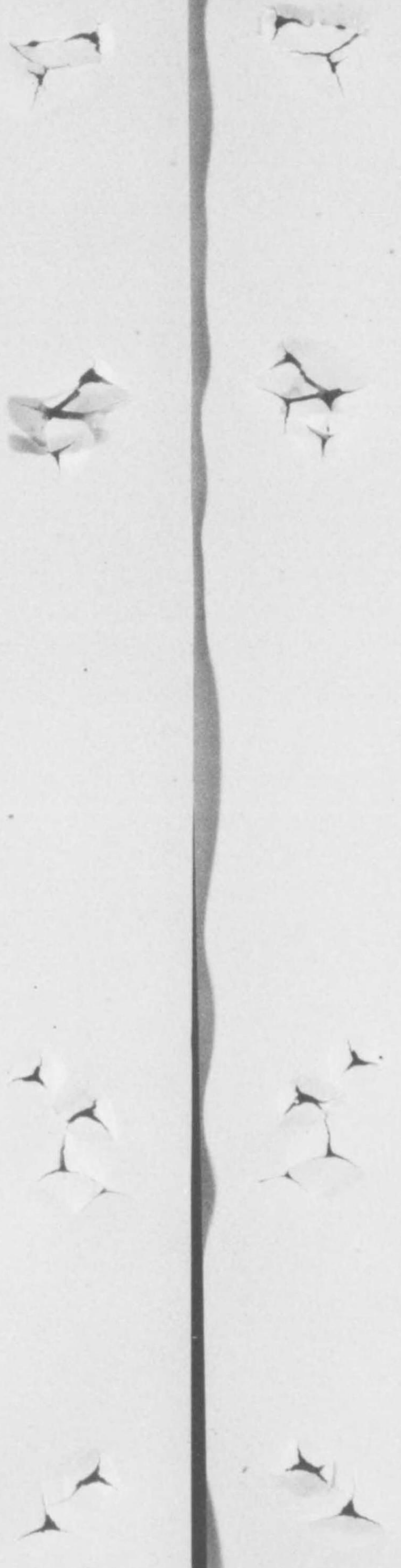
註釋

(二一九七) 支拂猶豫云々(第六百十四條第一項)  
 此規則ハ代議士院委員ノ報告書中ニ於テ如何  
 = 辨明セラレタルヤ九ニ記載ニタル所ニ就テ  
 之ヲ見ルヘシ  
 鑛山ニ関スル千八百十年四月二十一日ノ法律

第三十一條ノ明文ニ鑛山ノ開採ハ商業ト看做  
 スヘカラストアリ是レ其原則ニ適合ニタルモ  
 ノト謂フヘシ則チ鑛山ハ一部ヲ不動産ト看做  
 スヘキカ故ニ其開採ハ田野所有地ノ開墾ニア  
 ラサル以上ハ商業ノ所為ト看做ス丁ヲ得ス而  
 ニテ之カ草案ノ明文ニ如レハ炭坑、石伐場、鑛坑  
 ノ開採ニ従事スル起業者ニハ一切ノ支拂猶豫  
 フ付噴スル丁ヲ得ス然レハ實際ニ從フヘキモ  
 者ハ他ノ工業家ト同一ノ變化ニ從フヘキモ  
 トス而シテ若シ冶金學ニ関スル工業場ニシテ  
 其支拂ヲ停止シ又ハ中止ニタルハ之ニ石炭  
 フ供給ニタル炭坑ハ必スヤ其結果ヲ受クヘキ  
 モノニシテ負債者ノ為ニタル所ヲ為スヘキノ



場合ニ遭遇スルコトアルハ之若シ商業上ノ變動  
ヲ蒙ルハ其建築ヲ停止シ石又ハ板石ヲ掘採  
スル工業場ハ其敷路ヲ閉塞セラハ至ルハ  
之則チ其収益ハ欠乏シ又其位置ハ支拂猶豫  
造者ノ位置ト同一ナルハ故ニ支拂猶豫ニ  
シテハ法律上商人ト者做サ、ル工業場ノ所  
主ヲ商人、本来ノ工業家ト同一ノ地位ニ  
以テ至當ナリトスヘシ  
三一八九ハ商人ト者做サ、ル所ノ工業場ノ所  
有者ノ事ヲ記スルニ當リ法律ハ其工場ノ所  
推ヨリニ寧ロ其營業ノ事實ノ目的トシタル  
ノトス而シテ其精神ハ之ニ関シ何等ノ疑義  
生スルコトナシ何ントナシハ商人タルノ職業



多少類似セル營業ヲ思考シ、他人ノ身分ニ影  
響ヲ及ボサ、ル所ノ推判ヲ思考スルコト  
以テナリ是レ則チ第六百十四條ニ於テハ所有  
者ニ非クシテ拾得工業場ノ賃貸ニテ營業ノ為  
ス者ニモ亦之ヲ適用シ向テ互相ニ出ノ自  
營業ノ為サ、ル所所有者ニ関シサルニ其ノ場  
他一人ニ賃貸スル者ニ関スル所明以テナリ  
項(一)九九本章ノ規則ニモ第六百十四條第  
第六百十一條ハ支拂猶豫ノ満期ニタル日ヨリ  
六月内ニ家資分散ヲ為スル場合ニ對シ含有  
定コタル規則ハ商業ニ関シサルハ商業場ノ所  
ル所ノ規則ハ商業ニ関シサルハ商業場ノ所



ニ之ノ適用スヘカラス何ントトヒハ負債者カ  
家資分散ノ公告セラレハ付キ第一ノ條件ハ  
則テ商人タルハキコノ要スレハナリ(第四百三  
十ニ条)然レモ第四章ノ總テ他ノ規則ハ工業場  
ノ所有者ヨリ請カスル支拂猶豫ニ適用ス、シ  
故ニ其所有者ノ商人タラサル時トモ之カ請  
求ニ付テハ審理ハ商事裁判所ニ於テ之ヲ為ス  
ハキモ之ニ即ケテ裁裁判所ハ假リ猶豫ヲ付  
與スルコト得ヘシテ代議士院ニ於テルリ  
上ノブ氏ハ商事裁判所ノ民事裁判所ニ改ムヘ  
コトノ修正案ヲ提出シタルモ司法大臣カ之ヲ  
排斥シタルニ依リ遂ニ該院ニ於テ廢案トナレ  
リ

(二二〇)支拂猶豫ノ期限満期ニスルニ當リテ  
云々(第六百十四條未填)  
千八百五十一年十二月十六日ノ法律ニ據リ裁  
判上ノ書入質ヲ廢止シタルヲ以テ第六百十四  
條第三項中書入質云々ノ規定ハ目的トモ之ノ  
トナレリ

監視委員ノ許可ヲ得スニテ負債者ノ行ヒタル  
所為ノ取消ニ付テハ第六百三條及ヒ第六百十  
三條ノ註釋中ニ於テ既ニ之ノ說明シタルカ故  
ニ其ニ及覆スルハ蛇足ヲ添ムルニ似タルヲ以  
テ右註釋ニ讓リテ之ノ贅ヒス

一時ノ規則



本法、第五百三十一條、適用ニ関スルハ復権  
 及ヒ、第五百三十六條、適用ニ関スルハ復権  
 除ク、外商法ノ旧規定ニ從ヒ依然之ヲ管理  
 スルモトス  
 若シ負債者本法ノ公布前支払猶豫ヲ得タル  
 = 當リ其猶豫ノ期限満限ノ日ヨリ六ヶ月内  
 = 分散ヲ公告スルハ支払停止ノ時  
 期ハ、該件ニ関スル商法ノ旧規定ニ從ヒ之ヲ  
 定ム、ハ、時期ニ於テ控訴院ノ判決ヲ經サル所  
 同、一ノ時期ニ於テ控訴院ノ判決ヲ經サル所  
 ノ支拂猶豫ノ訟求ハ新規定ニ從ヒ之ヲ審問  
 決定ス、ハ、  
 要旨

(二) 〇 (一) 一時ノ規則ハ、既ニ實際緊要ナル  
 之ノ非ヲム

註釋

(二) 〇 (一) 一時ノ規則ハ、既ニ實際緊要ナル  
 ノ規則ハ、千八百五十二年ノ法律公布以來既ニ  
 幾多ノ歲月ヲ經過シタルヲ以テ今日ニ至テハ  
 之ノ存スルノ主旨ナキニトナレリ故ニ復ニ  
 ハ、只、尤ハ事ヲ注意ヒシムトナレリ故ニ復ニ  
 第一、復権ニ関シ第一項ニ掲ケタルハ、例外ハ  
 此点ニ付キ千八百五十二年ノ法律ニ規定  
 シタルトコロヲ以テ千八百八十八年ノ商法  
 規定ニ比スレハ、更ニ分散ノ事  
 キ、丁ニ基キタルモ、ナル事



第二新法第五百三十六條ヲ適用スル丁ヲ  
 許人ノ所ノ規定ハ該法公布前既ニ公告セラ  
 レタル家資分散ニ付テモ分散人ノ貸高ヲ  
 以テ分散終結ニ関スル費用ヲ辨済スルニ  
 足ラサル場合ニ於ケル分散ノ終結ヲ許可  
 スルヲ目的トスルニ在ル事但其終結タル  
 子八百八十年ノ商法ニ據リ言渡スハカラサ  
 ルモノニ係ル  
 家資分散ノ豫防和約ニ関スル八百八  
 十三年六月二十日ノ法律

緒言

要旨

(三二〇二) 家資分散公告ノ不幸ナル結果

(三二〇三) 債主ト共ニ為ス、キ整理ニ依リ  
 家資分散ノ公告ヲ豫防スル困難  
 (三二〇四) ダンサール及ヒドムールニ氏ノ  
 為ニタル新法律ニ係ル発議

註釈

(三二〇二) 家資分散ハ商人ニ對シ無限ノ不幸  
 ト為ルモノナリ抑々支払ノ發生以テ商人又  
 ル者ハ其財産管理ノ權ヲ失ヒ管財人ノ管理ヲ  
 受ケ且ツ民権及ヒ政權ノ執行ニ関シテハ幾多  
 ノ不能力者トナリ而シテ遂ニ其家資分散ヲ通  
 常ノ倒産又ハ詐欺ノ倒産ナル片ハ多ク重大ノ  
 刑ニ處ヒラルニ至ルバシ  
 (三二〇三) 商人カ家資分散ヲ免カル、カ為メ



殊ニ有罪人ヨリ更ニ不幸ノ場合ニ陥テ往々失  
望極メリナキ辛苦ニ至ルアリ故ニ斯ノ如キ  
災害ヲ豫防スルカ為メ債主ト共ニ事務ノ整  
理ヲ為スハキコソ索求スバシテ災害ノ  
豫防ヒントスルモ復讐又ハ債主全体ノ害シテ  
自巳ノ利益ヲ圖ラントスル困難ニ際會ヒテ遂ニ  
中ハ共ニ諒合シ能ハサル困難ニ際會ヒテ遂ニ  
或ル債主ノ怨恨若クハ貪慾ノ為メ此辛苦ニ  
水泡ニ属スルコトアルバシ  
（二）〇巴 以障官ヲ避ケ且ツ善意ニ出タル不  
幸ナル負債者ヲ救護スルカ為メニ千八百七十  
九年十二月四日代議士院ノ開會ニ際シダンサ  
川ル及ヒドムールニ氏ハ更ニ分散和約ニ関ス

ル法律ノ発議ヲ提出シタリ而シテ其目的トス  
ル所ハ若干ノ債主ノ執拗ヲ破リ以テ普通法ニ  
屬セシムルニ在リ即チ之ヲ詳言スルハ各關係  
人ノ権利ヲ保護スルニ必要ナル方法ヲ施設シ  
以テ少数者ヲシテ多数者ノ承諾シタル条件ニ  
屬ヒシムルニ在リ以テ發言者本人ハ乃チ同年十  
二月九日ノ會議ニ於テ其理由ヲ擴張セラレタ  
リ而シテ以テ發議ハ後ナク諒院ノ討議ノ経テ採  
スル所トナリベツケル氏ハ中央組合ノ各義ヲ  
以テ之ヲ報告ヲ為シ尋テ司法大臣ノ意見ノ如ク  
以テ組合ニ於テモ亦最初ノ發議ニ種々更正ヲ  
加ヘ且ツ同院中他ノ議負ニ於テ他ノ修正説ヲ  
提出シ討議久キヲ経テ後チ遂ニ代議士院ヨリ



修正案ノ卷言ニテ之ヲ元老院ニ送付シタリ元  
老院ニ於テハ別ニ何等ノ修正ヲ加ハタルナ  
ベシ故ニ吾人ハ今以新法律ノ詳細ヲ尤ニ説叙ス  
ベシ

第一條

商人ナル負債者本法ニ依リ定メタル法式ト  
条件トニ從ヒ其債主ヨリ豫防分散和約ヲ得  
タルハ家資分散ノ公告ヲ免カル、丁ヲ得  
ベシ

要旨

(二二〇五) 豫防分散和約ノ緊要  
(二二〇六) 家資分散ニ関スル法律第五百二  
十條ニ記セラレタル特別ノ分散和約

(二二〇七) 商人ノニ豫防分散和約ヲ得ル丁ヲ  
得バシ

(二二〇八) 以分散和約ハ法律ニ定メタル法  
式及ヒ条件ニ依ルニ非サレハ付与ヒラレ  
ザルモノナリ  
(二二〇九) 豫防分散和約ナル語ノ説明

註釈

(二二〇五) 本法ノ目的ナル豫防分散和約ハ白  
耳義ノ法律中ニ於テ甚々重要ナル新律例ヲ設  
定スルニ至リタルモノナリ以新律例以前ニ在  
テハ家資分散ノ公告ノ後テ負債者ト債主トノ間  
ニ于テ渉スル所ノ分散和約ノ外他ヲ知ラサルモ  
ノト謂テ可ナルバシ然レモ以分散和約ハ分散



人ヲ以テ其業務ヲ主治スルコトヲ得セシムルモ  
以テ家資分散ノ存立ヲ妨クルコトナシ故ニ吾  
人カ本書ノ註釈(三)ニ説叙ニタル所ノ障碍ヲ分  
散和約者ニ属セシムルコト能ハサル所以ナリ  
(三)二〇六) 家資分散ノ後ヤニ為スヘキ通常分  
散和約ノ外千八百五十一年四月十八日ノ法律  
第五百二十六条ハ猶ホ特別ナル分散和約ヲ許  
シタリ以テ分散和約ハ其手續極メテ迅速ナルモ  
之ニ命ジタル条件甚々嚴肅ナルカ故ニ實際唯  
之カ例則ルニ過キス現ニ以テ分散和約ハ換査  
ヲ經タル貸借平均表ニ記載セラレタル債主四  
分ノ三及ヒ許容セラレタル債権ノ名義ヲ以テ  
該表ニ從テ安スル金額六分ノ五ヲ代表スル者

ノ扱合スルニ非ザレハ之ヲ定ムルコトヲ得ス故  
ニ豫防分散和約ヲ全ク無用トスルニ至レリ是  
レ新法律第三十二條ニ於テ之ヲ廢シタル所以  
ナリ

(二)二〇七) 第一条ニ「商人ナル負債者ハ家資  
分散ノ公告ヲ免カル、コトヲ得ベシ」云々蓋シ  
法律ハ商人ノ家資分散ヲ公告セラル、コトヲ  
得ヘシトノ理由ヲ以テ専ラ商人タル負債者ノ  
事ヲ規定シタルナリ  
(二)二〇八) 豫防分散和約ハ善意ニ出タル不幸  
ナル負債者ニ付與セラルヘキ一大利益ナリト  
ス蓋シ此分散和約ハ特ニ債主中故障ヲ為サニ  
トスル少数者ハ多数者ノ為トニ定メラレタル



法律ニ從テハキカ故ニ普通法ノ例外ナリト謂  
フベシ例ハ支拂ノ時期ヲ延期シ又ハ債權ノ  
幾部ヲ返還スルカ如シ是ヲ以テ弊害ヲ除クガ  
為メ及ヒ各關係人ノ權利ヲ成ル可ク保護スル  
カ為メニ法式ト條件トヲ定メタリ是レ第一條  
ニ於テ負債者カ法式ト條件トニ從フニ非サレ  
ハ其債主ヨリ豫防分散和約ヲ得ルヲ許サレ  
ル所以ナリ此法式ト條件トハ如何ナルモナ  
ルヤ請フ次條ニ於テ之ヲ説述セシ  
（二〇九）豫防分散和約ナル語ノ徵スルカ如  
ク此和約ノ目的ハ家資分散ノ公告ヲ豫防シ且  
ツ之ヲ結合シ而シテ之ヨリ生シタル所ノ結果  
ナル商人タルヲ記叙スベシ

第二條

此分散和約ハ債主ノ多数ニシテ且ツ第十六  
條ニ從ヒ爭訟ナク又ハ假ニ許容セラレタル  
債權ノ全額四分ノ三ヲ代表スル債主ノ  
愜合ニ依ルニ非サレハ設定スベカラス  
此分散和約ハ商事裁判所ハ認可ヲ得ルニ非  
サレハ其効力ヲ有セス  
認可ハ善意ニ出ル不幸ナル負債者ノ為メ非  
サレハ付與スベカラス

第一條 家資分散ノ公告ヲ免カルヘキ見込

ヲ以テ商人タル負債者ヨリ申立タル債權  
六分ノ五以上ヲ併有スル債主四分ノ三ニ



依テ認許シタル分散和約ハ本法ニ定メタル条件ニ依リ各債主ヲシテ之ニ従ハシム

第二條 本法第一條ノ第二項第三項ニ同シ

第一條 中央組合議負ノ修正案ヲ以テ商人ナル債主ヨリ提出シタル債權四分ノ三以上ヲ併有スル債主ノ多数ニ依テ認許シタル分散和約ハ本法ニ従ハシム

依テ認許シタル分散和約ハ本法ニ従ハシムル条件ニ依リ各債主ヲシテ之ニ従ハシム

要旨

(三二一〇) ダンサール及ヒドハールニ代ノ

草案ニ要シタル多数

(三二一一) 中央組合議負及ヒ司法大臣ノ修

正案

(三二一二) 第二條ハ債主ノ假リ認許ノ三ヲ

記載セリノ理由

(三二一三) 豫防分散和約ニ付テハ如何ナル

債主カ投言ニ干渉スルヲ得ヘキヤ

(三二一四) 法律ハ二様ノ多数ヲ要セリノ理

由

(三二一五) 数事件ニ付債主タル者ハ人負ノ

多数ニ付キ只タ一算トシテ之ヲ算定ス

(三二一六) 此規則ノ結果

(三二一七) 何故ニ商事裁判所ノ認可ヲ要ス



(二二一八) 善意ニ出タル不幸ナル負債者十  
ルヤ  
ル語ノ説明  
(二二一九) 有期又未必条件ノ債主

(二二一〇) タニサール及ヒドムールニ氏ノ祭  
議案ニ從ハ各債主ヲシテ豫防分散和約ヲ遵  
守セシムルカ為メニ人負上債主四分ノ三ノ投  
言ヲ要セリ又此債主ハ特別ノ分散和約ニ關ス  
ル午八百五十一年四月十八日ノ法律第五百二  
十條ニ定メタル所ノモノニ擬シ全債權六分ノ  
五以上ヲ代表スルモノトセリ是レ吾人カ此註  
釈ノ(第五)ニ於テ説叙シタル所ノモノナリ

(二二一二) 中央組合議員并ニ司法大臣バラ  
氏ハ此条件ハ甚々嚴格ニシテ且ツ豫防分散和  
約ノ擴張ニ障碍ヲ未スヘシトノ意見ヲ陳述シ  
タリ則チ第二條於テ家資分散和約ノ後チ通常  
ノ和約ニ要シタル二様ノ多数ノミヲ要セリ則  
チ之ヲ評言スレハ債主ノ人負ニ於ケル多数ハ  
投票ヲ許サレタル債權四分ノ三以上ヲ代表ス  
ハキモノナリ(千八百五十一年四月十八日ノ法  
律第五百十二條)  
(二二一二) 新法律第二條ニ掲ケラレタル明文  
ヲ記スレハ乃チ左ノ如シ「爭訟ナキ債權又ハ  
第十六條ニ從ヒ假ニ許容セラレタル債權全額  
ノ四分ノ三ニ及シ千八百五十一年ノ法律



第五百十二條ニ於テハ確然又ハ假リニ許容セ  
ラレタル債権四分ノ三ト掲記セリ之ヲ要スル  
ニ第二條ハ確定許容ノ一ヲ掲ケス何トナレハ  
豫防分散和約ノ事件ニ於テ總テ債権ノ許容ハ  
純然假定ナルカ故ナリ而シテ此許容ハ分散和  
約ヲ請求スル者カ後ナニ家資分散ヲ公告セラ  
レタル片ハ確然債主タルハキ者ヲ許可スルト  
ノ謂ニ非サルハ故ニ此債権ニ関シテハ猶ホ  
争訟スルヲ得ハシダニサール及ヒ下ムル  
ニ代ノ草案第二條ハ確然又ハ假リニ許容セラ  
レタル債権ヲ記シタルモ後ケ確然ナル語ハ之  
ヲ刪除シタリ當時司法大臣バラ氏ハ代議士  
院ニ於テ尤ノ陳述ヲ為シタリ若シ確然許容セ

ラレタル債権ニ依テ投言ニ於ケル許容トノミ  
記セラレタルモノト了解スルヤ否ヲ知ルハキ  
疑問ニ関シテハ既ニ一昨日陳述シタル所  
ニ而シテ此論題ノ解釈ハ明ニシテ則チ分散和  
約ヲ付與スヘキ會議ニ於ケル投言ニ對スルニ  
非サレハ許容セラレサル債権ナリ此債権ニ對  
シテ全ク對抗セニトスル方法ヲ有スル債主ハ  
後々ニ其債権ヲ生セシムルヲ得ハシ然シテ  
凡ソ諸般ノ疑議ヲ避ケニトスルニハ誤解ニ易  
キ確然ナル語ヲ左ノ語ニ改ムルニハ誤議スル  
者ナリ則チ前文ニ所謂「確然又ハ假リニ許容セ  
ラレタル債権ノ全部トアルヲ第十六條ニ從ヒ  
争訟ナク又ハ假リニ許容セラレタル債権ノ全



部ト為ス。是レ十リ故ニ本件ニ付テハ毫モ疑  
義ノ存スルトコロナキナリ  
（二）一三 債主ヲシテ豫防分散和約ニ於ケル  
投言ニ干渉スルコトヲ得セシムルカ為メニハ  
其債權ノ争訟ナキコトヲ要ス。吾レ争訟アル場  
合ニ於テハ其債權ハ假ニ許容セラレサルハカ  
ラス故ニ投言スルカ為メニ第三條ニ從ヒ負債  
者ヨリ差出シタル債主名簿ニ掲載シタル氏名  
ハ未タ充分ナラサルモノトス。商賣裁判所ハ之  
ト反對ノ裁判ヲ下シタリ然レトモ其決定ハ川  
上控訴院ニ於テ改正セラレタリ。今其理由ハ  
トスル所ヲ記スレハ乃チ左ノ如シ  
法律上假令ニ第三條ニ依リ豫防分散和約ハ

多數ヲ占メタル債主ノ人負ト争訟ナク又ハ  
假ニ許容セラレタル債權全部ノ四分ノ三ヲ  
代表スル債主トシテ合同スルニ非サレハ之ヲ  
為サル下ヲ規定シタリト。虽氏子八百八十  
三年六月二十日ノ法律ハ第一ノ裁判官カ誤  
アリト決定シタルカ如ク負債者ヨリ差出シ  
タル貸借平均表ニ掲載シタル各債主ノ多數  
及ヒ且ツ之ニ告知セラレタル債權ノ四分ノ  
三ヲ代表スル分散和約ニ於ケル聯合ヲ要ス  
ハキモト解セサルナリ  
之ニ及シ其規則ノ大體就中前々第二條ニ近  
似スル所ノ第六條第十條第十四條ニ因リ  
分散和約ハ唯々檢査ヲ經テ成規ノ手續ニ從ヒ



其申述ヲ為シタル債主ノ承諾アルニ非サレ  
 ハ之ヲ締結スル下ト能ハサルニ至ルナリ  
 千八百九十一年ノ法律ハ家資分散ノ後々分  
 散和約ノ為メニ採用セラレタル基礎ト同一  
 ノ基礎ニ從ヒ豫防分散和約ヲ得ルカ為メニ  
 要スル所ノ人員ト金額トノ多数ヲ定ムル  
 ニ付キ千八百八十三年ノ立法者ノ意思ハ則  
 子討議ノ片ニ於テ再三及復ノ陳述ト特ニ司  
 法大臣バラ氏ノ陳述トニ由テ之ヲ明カニ  
 シ且ツ之ヲ是認シタリ  
 (二) 一家資分散ノ後々ニ付典セラルハキ  
 分散和約ノ法式ニ對シ法律ハ二様ノ多数ヲ要  
 セリ

第一 人負ノ多数是レ寡額ノ債主カ多額ノ  
 債権ヲ有スル債主ノ為ニ害セラレサル  
 第一 債権ノ考慮ヲタルナリ  
 第二 金額ノ多寡カ其決定ヲ為スキ秤量  
 第三 比較的ノ多寡カ其決定ヲ為ス  
 第四 於テ幾分ノ重カヲ及ホスヲ以テ公平ト  
 千八百八十三年ノ法律ニ関スル討議ニ際シ代  
 議士ノ議員ニヤコブ氏ハ債主ノ人負ニ関セズ  
 債権ノ総額ニ據テ決スルハ尤モ道理ニ適シ又  
 ハ尤モ公平ナリト説クタリ而シテ全氏  
 ハ初モ此意義ヲ以テ修正説ヲ發セニト思  
 タルモ其後同議院カテ家資分散ノ後々ニ於  
 テル



債主ノ代理者トシテ  
 其手裏ニテハ債権者  
 カラサニ取引スル者  
 教ハル未債主各自  
 法依リテ投資言ノ若  
 レ又テ一リル氏ノ言  
 得テスミ候有テシク  
 於テノミ候有テシク  
 タル片ハ債権者カ  
 教多ノ債権者カ  
 此点ハ則チ譲渡又ハ  
 =外ナラサルナリ  
 分散和約ハ尤モ實際  
 ル規則トシテ之際上  
 シルタル五信ハ尤モ  
 ニテハ一定ノ人ニシテ  
 多クハ同一ノ人ニシテ  
 説ハ同止一人ニシテ  
 支拂何トモ前ニシテ  
 採ス其付ルハ法律ハ  
 事理債主ノ一就教  
 シス事理債主ノ一就教  
 乃ノノ債主ノ一就教  
 及利然ノ一就教  
 対ハ一就教  
 規人テノテハタル  
 定一論ハ其律ハ  
 フ回スヲ認名義多  
 除ノル認名義多  
 ク執片視義多  
 ノ行ハシノ事ノハ  
 外ニ會議レノ二異  
 ハ止議ニ緊箇論  
 一マニ於テリト基  
 個ル於テリト基  
 フモテ凡ノ関  
 権ノ投言ノ関  
 利ニ言ノ関

分散和約ハ尤モ實際  
 ル規則トシテ之際上  
 シルタル五信ハ尤モ  
 ニテハ一定ノ人ニシテ  
 多クハ同一ノ人ニシテ  
 説ハ同止一人ニシテ  
 支拂何トモ前ニシテ  
 採ス其付ルハ法律ハ  
 事理債主ノ一就教  
 シス事理債主ノ一就教  
 乃ノノ債主ノ一就教  
 及利然ノ一就教  
 対ハ一就教  
 規人テノテハタル  
 定一論ハ其律ハ  
 フ回スヲ認名義多  
 除ノル認名義多  
 ク執片視義多  
 ノ行ハシノ事ノハ  
 外ニ會議レノ二異  
 ハ止議ニ緊箇論  
 一マニ於テリト基  
 個ル於テリト基  
 フモテ凡ノ関  
 権ノ投言ノ関  
 利ニ言ノ関



トラバ而シテ我委負ハ債権調査ノ始末書ニ譲受人  
ト為リタル各債主ハ其調査ノ始末書ニ譲受人  
為スヘキ多クハ計策ハ讓渡シ又ハ讓受ヲ許  
容セラレタル債権有スルヲ思フケ其投書ノ期前  
ラレタル債権有スルヲ思フケ其投書ノ期前  
有スル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
受人ハ其種々タル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
主ノ権利ヲ獲得シタル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
主ノ権利ヲ獲得シタル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
是レモトスル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲

百五

トシテ我委負ハ債権調査ノ始末書ニ譲受人  
ト為リタル各債主ハ其調査ノ始末書ニ譲受人  
為スヘキ多クハ計策ハ讓渡シ又ハ讓受ヲ許  
容セラレタル債権有スルヲ思フケ其投書ノ期前  
ラレタル債権有スルヲ思フケ其投書ノ期前  
有スル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
受人ハ其種々タル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
主ノ権利ヲ獲得シタル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
主ノ権利ヲ獲得シタル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
是レモトスル債権主ノ考ニシテ此時期ハ譲  
記則八此之ス者若ノ十  
載シ左ノ法ハノハ代  
日ノ趣ハノハ代  
旨ノ法ハノハ代  
此ノ法ハノハ代  
貴ノ法ハノハ代  
十ノ法ハノハ代  
ルノ法ハノハ代  
分ノ法ハノハ代  
散ノ法ハノハ代  
言ノ法ハノハ代  
ノ法ハノハ代  
後ノ法ハノハ代  
數ノ法ハノハ代  
ヲ法ハノハ代  
有法ハノハ代  
ス法ハノハ代  
ハ法ハノハ代  
キ法ハノハ代  
ヤ法ハノハ代  
ヲ法ハノハ代  
問法ハノハ代  
ハ法ハノハ代  
サ法ハノハ代  
ル法ハノハ代  
ハ法ハノハ代  
カ法ハノハ代  
カ法ハノハ代







是レナリ  
所謂善意即ク之ヲ許言スルハ其債高クモ意取  
取スル一トナリ是レナリ  
然シテモノ是レナリ  
ヤ否ヤフ知ル果シテ善意ニ出テ不幸ナル  
ハ任スヘキ事トセリ蓋シテ實際ニ其規則ヲ定ム  
倒産者トシテ刑罰言渡シタル者又ハ賭戯者  
ノ為メ巨多ノ金額ヲ失ヒタル者又ハ正当ナ  
ラサル手法ニ由リ資本ヲ失ヒタル者又ハ看  
多ノ流通手形ヲ取組ミ又ハ賣買シタル者ト  
做スベカラス必此点ヲ明瞭ナラシムルカ為

スハ即チ此商事裁判所ニ在ルナリ  
一ハ善意ニ出タルモ不幸ナル  
二ハ利益益ハ非サレハ善意ニ出タルモ不幸ナル  
三項益ハ非サレハ善意ニ出タルモ不幸ナル  
豫防分散和約ノ許可ハ之ヲ付典セラルキ者  
ノ為メ依リ大利益ヲ分散公告ノ不幸ナル  
其許可ハ依リ大利益ヲ分散公告ノ不幸ナル  
減スルハ依リ大利益ヲ分散公告ノ不幸ナル  
益ヲ受ルハ依リ大利益ヲ分散公告ノ不幸ナル  
ル負債者ハ善意價ヲ以テ商人告ノ不幸ナル  
所不即ハ善意價ヲ以テ商人告ノ不幸ナル  
キ謂過失即ハ善意價ヲ以テ商人告ノ不幸ナル  
之ヲ恐レシノタル財産ノ損失ヲ被リタルモハ  
所不即ハ善意價ヲ以テ商人告ノ不幸ナル











モノト謂フヘシ故ニ吾人ハ商人カ善意ニ出ラ  
 不幸者ナルヤ否ヲ知ルノ向題ハ全ク之ヲ商事  
 裁判所ノ判定ニ任シテ可ナルハ是レ此ニ  
 之ヲ及スル所ナリ  
 (二)ニ付キ投言スルハ債主ハ豫防ノ分散和約  
 履行セラサルハ唯タ條件附ノ権利ノ  
 ノ有スル債主ト異ナリテ眞ノ債主トシバ  
 是レ代議士院ニ於テ司法大臣バ  
 ゴードルエー氏ノ質問ニ答ヘタル所ノ説アリ  
 請フ之ヲ左ニ記セシム  
 代議士ウーゾードルエー氏ハ債権中ニ要請  
 スヘキ債権ヲ包含スルヤ否ヲ余ニ質問シテ

百十四

リシ總テノ債権ニ関スル一明カナリ何ソヤ  
 是レ總テノ事件ニ係ルヲ以テナリ元未豫防  
 家資分散ノ基本タル支払停止ハ分散和約ニ  
 分散和約ノ基本タル支払停止ハ分散和約ニ  
 必要ナル行為ニ付キ少クトモ債権ヲ要請ス  
 へキモノト為スナリ

第三條

負債者ハ其住所ノ商事裁判所ニ願書ヲ差出  
 シ之ニ左ノ書類ヲ付添スヘシ  
 一 其請求ノ基本ト為ルヘキ事件ノ説明  
 二 其債高ノ見積明細表  
 三 認知シ又ハ稱言スル債主ノ氏名住所及  
 七 其債権ノ金額

百十五



四 分散和約者ノ申立  
 三 債權分散和約ノ請求スルニ至ルニキ原因ノ  
 二 要領  
 一 其債高ノ見債明細表  
 一 認知又ハ稱言スル債主ノ氏名并ニ任所  
 一 債權ノ金高ヲ記シタル帳簿  
 四 執行ノ担保  
 中央部議負ノ料案  
 (カニサール及ヒトムールニ氏ノ料案)

二 者任所ノ商事裁判所ニ差出スニキヤ  
 二 按中記載シタル及ヒ特ニ執行ノ担保  
 二 以上ノ説明ニ於テ諸君ハ如何ニ了解セラレ  
 二 由リ拙者ハ証券ノ所持人ハ如何ニ起シタル訴  
 二 訟ニ由リ其所持人ハ會社ニ對スル裁判アリ  
 二 何故ニ支拂猶豫ノ請求書ヲ負債  
 二 願書ニ記載スニキ事項  
 二 記載スル並ニテムール氏ノ料  
 二 除シタル及ヒ特ニ執行ノ担保  
 二 伊ハルト氏ノ質問ニバラハ氏  
 二 要旨  
 二 同シ







ハ其住居ノ地ノ商事裁判所ニ其願書ヲ差出ス  
 (一) 才三條才一項  
 (二) 才二  
 債者ノ一分散和約ヲ得ルカ為ニ必要ナルモトス  
 故ニ負債者ハ其願書定ムルカ為ニ必要ナルモトス  
 一カラス  
 此說明書ハ請求ノ基本ト為ルキ事件ノ説明書  
 幸ニ有テ善意ナルヤラ判定セシムル付テ  
 尤モ有用ナルモトス  
 二其貸高ノ見積明細表  
 此表ハ中立テラレタ積明細表カ請願人ノ家産ト

能ク平均ヲ保有スルヤ否ヲ詳悉セシムルニ於  
 三有用ナルモトス  
 三認知シ又ハ稱言スル債主ノ氏名住所及

債主ハ商人ヨリ請求シタル豫防分散和約ノ評  
 議及ヒ投言ヲ為ス付キ召喚セラレハ氏名住所  
 トス故ニ債主ヲ召集スルハ債主ノ氏名住所  
 等ヲ知ササルハ必要ナリ何トモ債権ノ總額ヲ  
 ルモ亦甚クハ要ナリ何トモ債権ノ總額ヲ  
 額ノ四分三又ハ代表スル債主ニ非サレハ債権  
 七ラシテ分散和約者ノ申立ニ係ル債主ニ非サレハ  
 四分散和約者ノ申立ニ係ル債主ニ非サレハ



拙者ハ第三條第三号ニ付キ司法大臣ノ説明  
 フ請ハ社トスル場合ハ無記名ノ公債証書ヲ有  
 スル會社トシテ之ヲ欲ス何レ之カ満足  
 フ及ヒラハ所ノ揭示ニ係ル問題ニ  
 氏名及ヒテ位所ノ揭示ニ係ル問題ニ  
 サルコト勿論ナリモ亦關係ヲ有スル  
 此意見ハ第一條ニ係ル各債主ヲ別々ニ召集ス  
 ニテ乃チ合條ニ係ル各債主ヲ別々ニ召集ス  
 キノ間題ニ係ル各債主ヲ別々ニ召集ス  
 司法大臣曰ク諸君ヨ法律ニ依テ指示  
 セラレタルハ此場合ニ於テ履行スヘカ  
 ラサルレバ明瞭ナリト此場合ニ於テ履行スヘカ  
 此場合ニ於テ明瞭ナリト此場合ニ於テ履行スヘカ

第廿三

豫防分散ノ和約ニ係ル何トナレルハ以上  
 更改スル件ニテハ豫防分散ノ和約ニ係ル  
 三條ニテハ第一條ニテハ豫防分散ノ和約  
 案第三條ニテハ豫防分散ノ和約ニ係ル  
 書分三散和約者ヨリ然レハ豫防分散ノ和約  
 示スヘキ旨ヲ要スルニ然レハ豫防分散ノ和約  
 飲クカサモリ然レハ豫防分散ノ和約  
 删除セラタリ蓋シテ負債者ハサレハ豫防分散ノ和約  
 得亦之ヲ提テハ蓋シテ負債者ハサレハ豫防分散ノ和約  
 三亦之ヲ提テハ蓋シテ負債者ハサレハ豫防分散ノ和約  
 士院ニ會議ハ左ノ如シトシテハ蓋シテ負債者ハサレハ豫防分散ノ和約  
 士院ニ會議ハ左ノ如シトシテハ蓋シテ負債者ハサレハ豫防分散ノ和約

第廿三







假り支拂猶豫ヲ当然生スルモノトス  
第五條 中央部議負ノ料案  
ガニサーール及ヒドムールニ付ノ榮

議同シ  
第十九條 第一項 分散和約ヲ得ヘキカ為  
メ履行スルハキ訴訟手續ノ間及ヒ第三條  
ノ記載ニタリ願書ヲ差出シタル以來裁判  
所ハ情況ニ從ヒ執行ノ後4係ル迄テハ  
行為ニ付キ負債者ニ假リ支拂猶豫ニ付共  
スルヲ得ヘシ

要旨

(二) 分散和約ヲ得ル為メ訴訟手續ヲ  
履行スルハキ決定ハ假リ支拂猶豫ヲ生スベ

シ  
(二) 中央部議負ト司込大臣トノ間ニ

於ケル異論  
ドフランス氏ノ卻ケラレタル修正

案  
分散和約ノ請求ハ之ヲ公ケニス

ベシ  
商事裁判所判事ノ囑托。此囑托

(二) 目的  
第五條第二項ノ說明

(二) 何故ニ討議ノ利益ヲ拋棄シタル

係託人ノ事ノ規定ニタルヤ

註釈







ハ其分散和約ヲ得ニトスルノ訴訟手續ヲ下ス

ルニ優シルニ若カハ明文ニ商事裁判所ハ會議

局ニ於テ最初決定ヲ為スニ代議士院ニ於

ケルドワニ最ハ此文字ヲ刪スニ其意見ニ因

ケル修正案ヲ提出シタリ蓋シ其見ニ因

法明文ニ九ノ裁判ハ以テ其理由ヲ記シ且ツ

院ニ此修正案ハ公ケテ之ヲ言渡ス以テ則チ代議士

裁判議決スルノ要ナカリ之則チ代議士

ハ其分散和約ヲ得ル為メ

即チ第五條ノ明文ニ依リ十五日其場所ト

日時ヲ定メテ召集ノ旨ヲ各債主ニ通知シ且

ツ白耳義モトウル報館ノ外尚ホ三日間ニ其召

集ノ旨ヲ掲載スヘキ二三ノ新聞紙ヲ指定スベ

シ負債者ヨリ差出シタル豫防分散和約ノ請求ハ

其債主ニ取リテハ尤モ緊要ナルモノナリ又債  
主各自ニ宛テタル召集状ノ外ニ新聞紙ヲ以テ  
右ノ請求ヲ公ケスヘキ亦肝要ナルモノト  
ス是レ吾人カ災ニ及履陳述スル所ノ規則ノ理  
由ナリトス  
白耳義「モ」ト「ル」報館ノ外他ノ新聞紙ノ撰擇ハ



召集ヲ命スル商事裁判所ニ委任セラレタルニ  
ノナリ  
三二二九 又商事裁判所ハ負債者ノ情状ヲ調  
査スルカ為メ即チ之ヲ詳言スレハ負債者ノ貸  
借高及ヒ善意ニ出タル不幸者ナルヤ否ヲ猶豫  
シ得ヘキ景況ヲ探究スルカ為メ其判事ノ負  
之レカ委任ヲ為スモノナリ而シテ其委任ヲ受  
ケタル判事ハ債主ノ集會ニ上席シ其訴訟手續  
ノ正當ニ進行シ及ヒ法律ノ命スルトコロヲシ  
テ遵守セシムルコトニ注意シ以テ分散知約ノ  
行為ヲ監視スベキナリ  
三二三〇 第五條末段規則ノ明文ニ「假リ支拂  
猶豫ハ共同負債者并ニ討議ノ利益ヲ拋棄シタ

ル保証人ヲ利スベカラス  
假リ支拂猶豫ハ其猶豫ヲ得タル負債者一人ノ  
利益ト為ルモノナリ是レ豫防分散知約ヲ  
得ントスル訴訟手續ヲ履行スハキモノト為ス  
所ノ商事裁判所ノ決定ノ結果タルナリ故ニ其  
共同義務者又ハ保証人ハ負債者ト甚タ異ナリ  
ル位置ニアルモ負債者ハ往々此分散知約ノ請  
願ヲ許可セラレハキ地位ニ立ツテアリ  
三二三二 第五條ニ於テハ討議ノ利益ヲ拋棄  
シタル保証人ノ事ノカ揚ケタリ其理由トス  
ルトコロハ若シ保証人カ利益ヲ拋棄セサル  
ハハ乃チ債主ニ於テ先ツ主タル負債者ヲ相手  
取リテ訴フルヲ請求スルヲ得ヘキニ在リ而



シテ保證人ニ歸スハキ過失ナクシテ現ニ此訟  
求ヲ為スコトヲ得サルハ負債者ヲシテ強テ  
辦濟セシムルコトヲ正當ナラストス

負債者ハ分散和約ヲ得ルカ為メ履行スハキ  
訴訟手續ノ間受命判事ノ許可ナクシテ讓典  
書入質又ハ約務ヲ為スルヲ得ス

要旨

(二二三二) 第六條ノ起原

(二二三三) 分散和約ヲ得ルカ為メ履行ス

(二二三四) 手續ノ間ナル文辭ノ意義

ヲ許可セララルベシ

(二二三五) 許可ナキニ起因スル取消ハ債主

(二二三六) ド、ビ、ギ、エ、氏、ノ、修正案、ノ、棄却

註釈

(二二三二) 第六條ハ政府ノ起草ニ係ルモノニ

シテ裁判所ノ決定ニ依リ訴訟手續ヲ履行スル

コトヲ要シ而シテ其決定ハ假リ支拂猶豫ヲ惹

起スルト規則ヲ定メタルヲ以テ債主ノ利益

ニ於ケルト分散和約ノ履行ニ係リトス

是レ司法大臣カカ第六條ノ規定ヲ提出シテ分

散和約ヲ得ルカ為メ履行スルハキ訴訟手續ノ

間負債者ハ受命判事ノ許可ナクシテ讓典書入







三二三五  
 質又ハ約務ヲ受持判事ノ許可ナクシテ讓典書入  
 ル負債者ノ債主ノ利益ノ為メ專ラ是ノ場合  
 タルモナリ是ヲ以テ此禁止ニ背キタル場合  
 = 當リ其行為ノ取消ハ草ニ比較的ノモト  
 則チ之ヲ詳言スレハ禁止ヲ以テ定ムタル  
 = 依リ債主ニ非サレハ之ヲ請求スルヲ得ス  
 而シテ其財産ノ管理ヲ失ヒタル不能  
 カハ分散ノ約ヲ頼請ス商人ノ不能力ヨリ  
 大ナル分散ノ約ヲ故令散人ノ不能力ヨリ  
 債主ノ利益ニ非サレハ之ヲ無効トス  
 スバカラス况ンヤ假リ支拂猶豫ヲ享有シタル  
 負債者ノ行為ニ就テモ亦同一ナルニ於テ  
 九

人ヲ指ス其物品ヲ買入ル、此ハ契約スルハ  
 ン司法大臣バラー氏曰ク負債者ニ商業ヲ為ス  
 一ヲ許可スルニ付テハ其賣込ニタル分量  
 ヲ充タスヘキ咖啡ヲ買入ル、一ヲ同時ニ許  
 可シタルハ勿論ナリトス  
 然レモ負債者カ勤産質ヲ以テ借入契約ヲ為  
 サント欲スルキハ受命判事ノ先許ヲ受クヘ  
 シ此場合ニ於テハ該判事ハ深く慎戒ヲ加ヘ  
 サルヘカラサルモト了解セリ余カ望マサ  
 ル所ノモハ乃チ適法ノ特權ニシテ則チ負  
 債ハ受命判事ノ認可ヲ得テ合意ニ依リ之ヲ  
 付與セラル、一ヲ得ベキナリ



三二三大 代議士院ニ於テド、ビーギエ氏ハ第六  
條ニ左ノ二項ヲ加ヘラルベシトノ議案ヲ提出  
シタリ

第二項 同一ノ許可ヲ以テ本條ニ関スル裁  
判以來分散和約ノ認可ニ付キ判決ヲ為シ  
タル裁判ニ至ルマテ負債者ニ商品其他負  
債者ノ工業又ハ商賣ヲ繼續スルニ必要ナ  
ル物品ヲ交付シタル者ハ負債者ノ財産ニ  
付キ一般ノ先取特權ヲ有スベシ  
第三項 此先取特權ハ飲食ノ供給ニ付キ午  
八百五十年十二月十六日ノ法律第六  
條第五項ニ依テ認ノウラシタル者ノ後  
非列スベシ

ド、ビーギエ氏ハ次ノ方法ヲ以テ此修正案ノ理  
由ヲ陳述シタリ

豫防分散和約ヲ得ルカ爲メニ願書ヲ差出ス  
者カ単ニ其所爲ニ依テモ其業務ノ振ハサル  
コトヲ自白スルハ事實明瞭ニシテ疑ヲ容レ  
サルトコロナリ是レ其業務ヲ仮リニ繼續ス  
ルノ権利ヲ負債者ニ認定セラレタルニ當リ  
該負債者カ商品原質家具其他工業若クハ商  
賣ヲ繼續スルカ爲メニ日需ノ物品ヲ信用貸  
ニテ供給セシムルニ至ルヘキエトヲ思想ス  
ルハ甚タ難キナリ則チ負債者カ現金ヲ以  
テ之ヲ買入レサルニ放テハ之カ保證ニ充ツ  
ルモノナクシテ其物品ヲ負債者ニ交付セン



トスルモノナキコト明瞭ナル事實ナルハ  
斯ノ如キ状態ニ於テ其業務ヲ仮リニ繼續ス  
ル負債者ノ権利ハ全ク其実ナキ権利ト謂フ  
ベシ  
然レテ此状況ニ應シテ施スヘキ方法ハ則チ  
受命判事カ負債者ヲシテ其業務ヲ繼續セシ  
ムルカ為メニ購入ヲ為スコトヲ許シ以テ負  
債者ニ商品其他ノ物品ヲ供給シタル者ニ先  
取特権ヲ与フヘキナリ是レナリ  
拙者ハ若シ先取特権ヲ与フルモノトスルモ  
債主ニ對シ何等ノ害ヲモ生セサルコトヲ注  
意セシメトス何トナシハ債主ノ財團中供  
給シタル商品ノ代價ニ於テ特権ノ及價アル

ヲ以テナリ故ニ拙者ハ敢テ此修正案ノ採用  
セラルニ至ランコトヲ信ス  
此理由及ヒ前文ノ修正案ハ共ニ司法大臣ノ取  
撃スル所トナレリ而シテ其取撃ノ要点ハ左ノ  
如シ

第一 通常ノ支拂猶豫ハ此種類ニ放ケル一  
般ノ先取特権ト之ヲ認定スベカラス  
第二 受命判事ノ許可ヲ以テ負債者ノ承諾  
シタル讓典書入質又ハ約務ノ及價ハ通常  
債主ノ財團中ニ存立スルモノト認定スル  
ハ積確ナラサルモノトス是レ原因ノ夥多  
ナル件ハ以テ之ヲ廢棄シ得ヘキカ故ニ旧債主  
ヲ害シテ新債主ヲ利益セシムルニ付テハ  
三



毫モ確乎タル條理ノ存スルモノアルヲ見  
ス  
簡單ニ之ヲ論スレハ此修正案ハ法律中ニ  
加フベカラサルモノナリ

第七條

受命判事ハ必要ナル場合ニ於テ直チニ又ハ  
審理中鑑定人一負若クハ數負ヲ任命ス鑑定  
人ハ善良忠実其職務ヲ行フヘキ宣誓ヲ為シ  
タル後十負債者ノ業ノ景状ヲ調査スヘシ  
其謝金ハ裁判所ニ於テ額ヲ定メ費消シタル  
金額ト等シク先取特権ヲ以テ弁済セラルベ  
シ

ダンサーール及ヒドムールニ氏ノ發議

第六條 裁判所ハ必要ナル場合ニ於テ直チ  
ニ又ハ審理中受命判事ノ面前ニテ職務ヲ善  
良忠実ニ行フヘキノ宣誓ヲ為シタル後十  
負債者ノ業ノ景状ヲ調査スヘキ鑑定人  
一負若クハ數負ヲ任命スベシ

中央部ノ草案

第六條 ダンサーール及ヒドムールニ氏ノ草

案ニ同シ  
要旨

(二二三七) 鑑定人ハ受托判事ニ於テ之ヲ任

命ス

(二二三八) 鑑定人ナル文字ニ付テノ普通ノ

意義



(二二三九) 第七条ニ於テ必要ナル場合云々

(二二四〇) ノ文字ニ付テノ説明

(二二四一) 鑑定人ノ任命ヲ為シ得ヘキ時期

(二二四二) 謝金及ヒ費消金ハ先取

特権ヲ有スベシ 鑑定人ハ宣誓ヲ為スベシ

註釈

(二二三七) ダンサール及ヒドムールニ氏ノ発

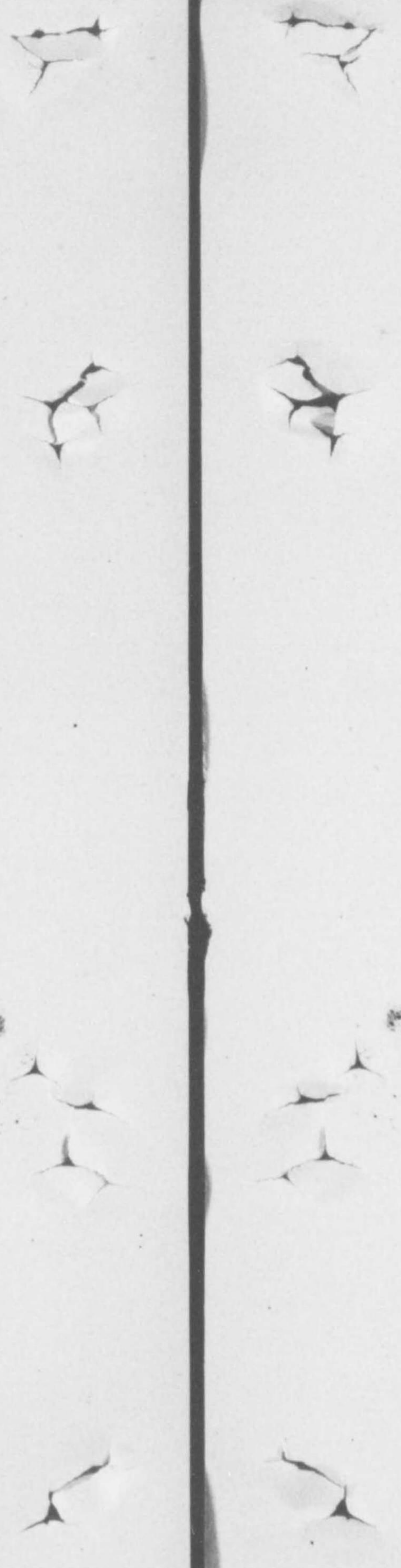
議據シハ鑒定人ハ豫防分散和約ニ関スル請

求ヲ判決スヘキ商事裁判所ニ於テ之ヲ任命ス

ルヲ要ス而シテ司法大臣ハ受命判事ニ於テ之

ヲ任命スベシト發議ニ遂ニ其案ノ採用セラル

ルニ至レリ



(二二三八) 第七条ニ於テ「鑒定人」ナル文字ハ普

通ノ意義ニ用井ラレタルモノナレハ代言人其

他裁判上事実ヲ明瞭ナラシムルニ必要ト思惟

セウシタル者ヲ包含スベシ蓋シ此等ノ人ハ持

ニ負債者ノ実況ヲ証明スルカ為メニ其出納ヲ

調査スルコトヲ得ヘキモノニシテ亦豫防分散

和約ノ請求ニ因テ生シ得ヘキ法理上ノ教多ノ

問題ニ付キ意見ヲ陳フルカ為メニ適當ナルモ

ノナリ

(二二三九) 鑒定人ノ任命ハ情状ニ依リ或ハ之

ヲ必要トセサルコトアリ是レ此任命カ受托判

事ノ任意ニ属スルモノニシテ乃チ必要ノ場合

アルニ非サレハ之ヲ任命セサル所以ナリ(第七



(二) 此任命ハ原則上緊要ナラスト思料  
 セラル、コトアリ然レ氏事ノ結果ニ於テハ大  
 二之カ必要ヲ感スルコトアリ故ニ第七條ノ明  
 文中直ニ又ハ審理中ナル文辭ヲ加ヘタルハ  
 即チ之カ為メナリ  
 (三) 鑑定人ハ分散和約ヲ請願スル負債  
 者ノ利益ニ於ケルモ亦債主ノ利益ニ於ケルモ  
 之ヲ任命スルコトアリ是レ則チ其謝金ハ費消シ  
 タル金額ト等シク先取特権ヲ以テ辦濟セラル  
 ンキモノニシテ即チ第七條ノ未段ニ左ノ如ク  
 附記セラレタル所以ナリ  
 鑑定人ノ謝金ハ裁判所ニ於テ其額ヲ定メ而

シテ費消金ト等シク先取特権ヲ以テ辦濟セ  
 ラルヘシ

此辦濟ハ負債者ノ財産ニ比準シテ之ヲ為スヘ  
 キ下自然ノ結果ナリト謂フヘシ  
 (二) 第四條ニ於テ鑑定人ヲシテ誠實ニ  
 其職務ヲ行フコトヲ保証セシムルカ為メニ宜  
 誓ヲ要シタルナリ是レ即チ本條ニ善良忠実云  
 タトアル所以ナリ

第八條

受命執事ハ集會ノ為メニ定メラレタル日ヨ  
 リ八日前ニ別々ニ書留郵便ヲ以テ債主ヲ召  
 集スベシ  
 此書留郵便ニハ分散和約者ノ申立ヲ記載ス



王國外ニ住スル債主ハ此申立ヲ記入スルヲ  
 要セスシテ只々集會ノ主旨ヲ記載シタル書  
 留電信ヲ以テ召集セラルベシ  
 債主ノ召集及ヒ之ニ定テタル郵便電信ノ正  
 本ヲ掲載セル新聞紙ノ正當ナル手續ヲ履行  
 シタル原本及ヒ書留郵便ハ債主ノ集會前ニ  
 書記局ニ供置スベシ  
 負債者ハ召集及ヒ掲載ノ費用ヲ充スニ必要  
 ナリト量定セラレタル金額ヲ其手續ヲ為ス  
 一キ書記ニ差出スヘシ

議  
 ガンサール及ヒドムールニ氏ノ發

第七条 受命判事ハ集會ノ日ヨリ五日前ニ  
 書留郵便ヲ以テ各別ニ債主ヲ召集スヘシ  
 負債者ハ召集ノ費用ニ充ルニ必要ナリト  
 量定セラレタル金額ヲ書記ニ納ムベシ

中央部ノ草案

第七条 受命判事ハ集會ノ日ヨリ五日前ニ  
 書留郵便ヲ以テ各別ニ債主ヲ召集スベシ  
 王國外ニ住スル債主ニ付テハ書留電信  
 ヲ以テ召集ノ旨ヲ通報スベシ  
 負債者ハ新聞紙ノ掲載及ヒ召集ニ係ル費  
 用ヲ充スニ必要ナリト量定セラレタル金  
 額ヲ書記ニ納ムベシ  
 註釈



(三二四三) 第八條ハ單一ナル規則ニシテ一讀  
 了解シ得ヘキモノナレハ爰ニ只々之ニ二三ノ  
 意見ヲ陳述スルニ止メントス  
 王國內ニ住居スル債主ニ對シ各別ニ差出スヘ  
 キ書留郵便ニハ分散和約者ヨリ申出テタル條  
 件ヲ記入スルト虽氏王國外ニ住居スル債主ニ  
 對シ發送スヘキ書留電信ニハ負債者ノ申立ヲ  
 記入セス只々其集會ノ主旨ノヨリ記載ス是レ  
 電信ニ分散和約者ノ申立ヲ記載スル片ハ電文  
 ノ費用大ニ嵩ムヲ以テ之ヲ節略スルノ主意ニ  
 出タルモノナリ  
 豫防分散和約ハ專ラ之ヲ請願スル負債者ノ利  
 益ノ為メニ定ムラシタルカ故ニ乃チ召集及ヒ

新聞紙掲載費用等ニ充ルニ缺クヘカラスト量  
 定セラレタル金額ハ負債者ヨリ之ヲ書記ニ納  
 ムヘキト固ヨリ當然ナルベシ

第九條

債主集會ノ為メニ定メタル日ニ於テ受余判  
 事ハ負債者業務ノ景状ニ付キ報告ヲ為スベ

シ  
 負債者又ハ其代理者ハ其條件ヲ陳述スベシ  
 債主ハ自身ニテ又ハ代理人ヲシテ書面ヲ用  
 ヒ其債權ノ金額及ヒ分散和約ヲ承諾スルヤ  
 否ヲ申立ツベシ  
 召集ヲ受ケタルモ債主ナリト称言スル者ハ  
 其申立ヲ為スコトヲ得ベシ而シテ債權ニ関ス



ル一切ノ申立ハ負債者又ハ債主ヨリ之ヲ争  
フコトヲ得ルモノトス

ダンサール及ヒドムールニ氏ノ發議

第八條

債主集會

ノ為メニ定メラレタル日

ニ於テ債主ハ負債者ト對審シテ其意見ヲ

陳述スルヲ得ベシ債主ハ各別ニ其債権

ノ金額及ヒ分散和約ヲ承諾スルヤ否ヤ申

立ツベシ

中央部ノ草案

債主集會ノ為メニ定メラレタル日ニ於テ

債主自身ニテ又ハ代理者ヲシテ書面ヲ用

ヒ其債権ノ金額及ヒ分散和約ヲ承諾スル

ヤ否ヲ申立ツベシ而シテ召集ヲ受ケサル

モ債主ナリト稱言スル者ハ其申立ヲ為ス  
トヲ許可セラルベシ  
其申立ハ負債者ヨリ總へテ之ヲ争フヲ  
得ベシ  
負債者ハ其條件ヲ陳述スルヲ得ベシ

要件

(一) 二四四

受命判事ノ報告。其必要

(二) 二四五

負債者ハ自身ニテ集會ニ出席シ

又ハ委任状ヲ付与シタル代理人ヲ以テ之

ニ出席セシムルヲ得ベシ

(三) 二四六

債主モ亦自身ニテ集會ニ出席シ

又ハ委任状ヲ付與シタル代理人ヲ以テ之

ニ出席セシムルヲ得ベシ



二 関スル種々ノ論議  
 (二二四七) 召集セラシサル債主ト雖氏集會  
 二 出席スルヲ得ベシ  
 (二二四八) 第九條末段規則ノ説明

註紙  
 (二二四四) 裁判官ハ債主集會ノ為メニ定メラ  
 レタル日ニ於テ先ツ負債者ノ業務ノ景状ニ付  
 報告ヲ為スヘシ(第九條第一項)此報告ハ債主ヲ  
 以テ負債者ノ情状ヲ識知セシムルカ為メ及ヒ  
 負債者ノ不幸及ヒ善意ナルヤ否否散和約者ノ  
 申立カ其現在ノ状況ニ於テ之ヲ聽許スヘキヤ  
 否ヲ量定セシムルカ為メニ尤モ有益ナルモノ  
 トス

(三二四五) 家資分散ノ後ナ通常ノ分散和約ニ  
 於ケル會議ヲ開クハ分散人ハ其集會ノ席ニ  
 召喚セララルヘシ而シテ相當ニシテ掛リ裁判官  
 ノ允許シタル理由アルニ非サシハ他人ヲ以テ  
 代理セシムルヲ得ス(千八百五十八年ノ法律  
 第五百十一條)本法第九條ハ斯ノ如ク嚴格ナル  
 非ラズ唯負債者又ハ代理人カ其各義ヲ以テ  
 條件ヲ陳述スヘシト記載セリ(第九條第二項)故  
 ニ負債者ハ自ラ出席スルモ又ハ適當ト思量ス  
 ル中ハ委任状ヲ付与シテ代理人ヲ差出スモ隨  
 意タルベシ而シテ自ラ出席スル中ハ助言者ヲ  
 シテ補助セシムルヲ得ベシ是レ此事ニ付キ  
 法律カ別ニ禁令ヲ設ケサルカ故ナリ



(二二四六) 債主ハ自ら出席シ又ハ代理人ヲ差  
出シ書面ヲ以テ其債権ノ金額及ヒ分散和約ヲ  
差諾スルヤ否ヲ申立ツベシ(第九條第二項)  
委任代理人ハ私署名ノ証書ヲ以テ之ヲ付与ス  
ルカ故ナリ民法第九百八十五條ノ明文ニ拠  
レハ委任状ハ公ケノ証書又ハ私署名ノ証書若ク  
ハ書状ヲ以テ之ヲ付與スルモ正當ナリトス  
一人ニシテ数名ノ債主ヲ代表スルコトヲ得ベ  
シ是レ法律上此事ニ付キ何等ノ禁止ナキカ故  
ナリ斯ノ如キ場合ニ於テハ其代理人ハ債主ノ  
數ニ隨ヒ其投言ノ數ヲ有スルモノナリ然レモ  
債主中ノ一人カ其名義ヲ以テ分散和約ヲ承諾

シ又ハ他人ノ名義ヲ以テ受ケタル訓諭ニ從ヒ  
之ヲ拒絕スルノ妨ケトナルコトナシ  
委任者ハ各々隨意ニ其發セントスル投言ヲ代  
理者ニ命シ又ハ代理人カ會議ニ於テ見聞シタ  
ルトコロニ從ヒ適宜ト思量スル所ノ投言ヲ為  
スヲ許ストコトヲ得ベシ受命判事ハ代理人トシテ  
出席シタル者ノ權限ヲ検査スベシ然レモ家資  
分散ノ後々分散和約ニ付キ行フヘキ所ト異ナ  
リ債主ヲ代表スル委任状ヲ受理スベカラズ蓋シ  
斯ノ如キ權利ヲ有セシムル中ハ其不公平ニ出  
ツルヤ否ニ付キ疑ヲ生スルコトアルヲ以テナ  
リ



(二二四七) 第九條第三項ノ明文ニ召集ヲ受ケ  
 サルモ債主ナリト称言スル者ハ其申立ヲ為ス  
 下ヲ許可セラルヘシトアリ  
 此規則ハ尤モ道理ニ適ヒタルモノト謂フベシ  
 真ニ召集セラルヘキ資格ヲ有スル若干人カ債  
 主ノ名簿面ニ故意ニ出ルト否トヲ分タス記名  
 ヲ脱漏セラレ為メニ召集ヲ受ケサルモ其集會  
 ニ出席シ得ル下固ヨリ妨ケナキナリ  
 (二二四八) 第九條末段規則ノ明文ニ債権ニ関  
 スル一切ノ申立ハ負債者又ハ債主ヨリ之ヲ争  
 フコトヲ得ルモノトスアリ  
 此規則モ亦道理ニ合シタルモノナリ負債者及  
 ヒ真個ノ債主ハ資格ナキ強奪者ヲシテ豫防分

散和約ニ関スル行為ニ妄リニ干涉セシメサル  
 下及ヒ右ニ干涉スルモ之カ為メニ自己ノ投言  
 ノ結果ヲ恐クハ変更セラレサル下ノ利益ヲ有  
 スル下明白ナレバナリ

第十條

書入質権先取特権又ハ動産質権ヲ有スル債  
 主ハ其書入質権先取特権又ハ動産質権ヲ抛  
 棄スルニ非サレハ其債権ニ付キ分散和約ニ  
 関スル行為ニ於テ發言ノ権ヲ有セス  
 分散和約ニ於ケル投言ハ當然此抛弃ヲ惹起  
 スルキ此抛弃ハ分散和約ノ許容セラレザル  
 然レモ債主ハ少クモ其債権ノ半ニ均キ量額



二付キ先取特権書入質権又ハ動産質権ヲ抛  
棄シ以テ分散和約ニ投言スルコトヲ得ベシ  
此場合ニ於テハ其債権ハ分散和約ニ関スル  
行為ニ於テ此量額ノ外ハ計算セサルモノト  
ス

要旨

(二二四九) 書入質権先取特権又ハ動産質権  
ヲ有スル債主ハ分散和約ノ行為ニ付キ評

議ニ典ハルノ権ヲ有セズ  
(二二五〇) 書入質権ヲ有スル債主及ヒ無特

権ノ債主ヲ兼又ル債主ノ権利  
(二二五一) 談債主ノ投言ハ其書入質権ヲ抛

棄ヲ来タサルモノトス

(二二五二) 書入質権又ハ先取特権ヲ有スル  
債主ハ如何ナル條件ニ依リ分散和約ノ行

為ニ於テ投言スルヲ得ルヤ  
(二二五三) 第十條第二項ノ規則

(二二五四) 抛棄スルヲ得ルカ為メニ要セラ  
レタル能力

(二二五五) 暗黙ノ抛棄ハ第三者ノ財産上ニ  
書入質権又ハ先取特権ヲ及ボサス

(二二五六) 第十條第二項末段規則ノ説明  
(二二五七) 末項ノ説明

註釈

(二二四九) 書入質権動産質権又ハ先取特権ヲ  
有スル債主ハ分散和約ニ於テ無特権ノ債主ト